

12月6日

○議長（兼田勝久君） 開会前に申し上げます。本日は農業委員会事務局長及び谷口議員、親戚不幸のため欠席届が出ております。

以上です。

○事務局長（有江喜久雄君） ご起立ください。一同、礼。

[起立・礼]

○議長（兼田勝久君） これから本日の会議を開きます。

（午前9時00分開議）

○議長（兼田勝久君） 本日の日程は、配付しています議事日程のとおりであります。

○議長（兼田勝久君） 日程第1、一般質問を続けます。

まず、22番、新福愛子議員の発言を許します。

○22番（新福愛子君） 登壇

皆様、おはようございます。一般質問最終日のトップバッターで通告いたしました4つの項目について質問いたします。

はじめに、項目1、予防を重視した健康づくり（予防接種事業）について。

要旨1、今年度から始まった小児用肺炎球菌ワクチン並びにヒブワクチン接種費用の公費助成は、子どもたちの健やかな成長と安心して子育てができる環境整備の充実としても大変喜ばれています。最新の接種状況を伺います。

次に、要旨2、11月からスタートした子宮頸がんワクチン接種の公費助成は、年度末の3月末日までに最低2回の接種が必要であることを確認しました。しかし、これからは風邪などで体調も崩しやすい季節に入り、2回ないし3回の接種ができるか不安であるとの声を聞きます。現段階での接種状況を伺います。

要旨3、休会中の審査として、市民福祉常任委員会に付託されていた高齢者用肺炎球菌ワクチン接種への公費助成を求める陳情が、過日、委員会全会一致で採択されました。感染症を予防し、高齢者の健康を守るため、さらには医療費抑制のためにも公費助成を早期に実施すべきと考えます。市長の見解を伺います。

次に、項目2、安定した自治体経営を目指して。

各自治体では、歳出削減や市税などの収納率向上、受益者負担の適正化など、安定した行政の運営を目指してさまざまな取り組みがなされています。始良市でも、広報紙などへの企業広告の掲載も定着してきておりますが、さらなる歳入の確保を目指して、公用車への企業広告や公共施設等へのネーミングライツなどを実現する考えはないかを伺います。

次に、項目3、消防・救急体制の整備について。

医師などが速やかに現場に駆けつけ、ヘリコプターに搭載した機器や医薬品を用いて、傷病者に対

し必要な治療を行うとともに、医療機関に短時間で搬送することができるドクターヘリが12月26日から運用を開始します。

要旨1、ドクターヘリの導入に始良市民が期待できることは何でしょうか。

要旨2、ヘリの離着陸と救急車の合流場所となるランデブーポイントは、市内何カ所に設置されるのでしょうか。

要旨3、ランデブーポイントとなる施設や対象となる地域への周知は、どのように図られるのでしょうか。また、課題は何でしょうか。

最後に、項目4、災害に対応する体制の整備について。

避難所HUG、Hは避難所のHです。Uは運営のUです。GはゲームのGです。避難所の運営を皆で考えるための一つのアプローチとして静岡県が開発したもので、HUGとは英語の抱き締めるという意味をかけ合わせているそうです。

避難者の年齢や性別、国籍やそれぞれが抱える事情が書かれたカードを、避難所の体育館や教室に見立てた平面図にどれだけ適切に配置できるか。また、避難所で起こるさまざまな出来事にどう対応していくかを模擬体験するゲームです。

東日本大震災後、このゲームを開発した静岡県には、全国からの問い合わせや視察が相次いでいるそうです。

いつ、どこで発生するかわからない災害により、被災者が避難所での生活を強いられることも想定したハード面の準備を進めると同時に、住民への啓発と防災に対する意識の醸成を図ることが重要ではないかと考えます。HUGを研究し、始良市でも取り組む考えはないかを伺います。

以上です。

○市長（笹山義弘君） 登 壇

新福議員のご質問にお答えいたします。

1 問目の予防を重視した健康づくり(予防接種事業)についての1 点目の質問にお答えいたします。

平成23年10月末時点での接種状況につきましては、小児用肺炎球菌ワクチンが677人で対象者の21.3%、ヒブワクチンが630人で19.8%になっております。

今後も、市のホームページ等への掲載を行い、毎月の乳幼児健診時に接種費助成事業の説明を行うなど、保護者への周知に努めてまいります。

2 点目のご質問についてお答えいたします。

子宮頸がんワクチン接種費助成につきましては、11月に事業実施を開始したばかりで、医療機関からの接種状況についての報告がありませんので、具体的な数は把握できておりません。

市の広報等で接種希望の方については、できるだけ早い時期での初回接種をお願いしておりますが、体調不良や他の要因によって接種がおくれても、期間的には十分余裕があるものと考えております。

3 点目のご質問についてお答えいたします。

高齢者用肺炎球菌ワクチンの接種費用助成につきましては、以前よりご質問やお尋ねがあったところではありますが、本市におきましても、その有効性については研究を重ねてきたところでもあります。

実施にあたりましては、各医療機関と実施方法についての調整や財源問題を含め、今後検討してまいります。

次に、2 問目の安定した自治体経営についてのご質問にお答えいたします。

安定した行政運営のための歳入確保対策としては、税及び使用料等の収納率向上や市有財産の処分などのほか、新たな財源確保策が求められております。

そのような中で、現在、本市におきましては、市の広報紙とホームページを媒体として有料広告収入を得ております。

今後、議員ご提案の公共施設のネーミングライツの実施、公用車や広報紙以外の印刷物など有料広告を掲載する媒体の拡大などについて、庁内にその調査研究を行う組織を設置し、その実現に向けて検討を進めてまいります。

次に、3問目の消防・救急体制の整備についての1点目のご質問にお答えいたします。

さきの和田議員のご質問にお答えしましたように、ドクターヘリの導入により救急患者の早期搬送はもとより、搭乗医師等の早期救命医療により救命率の向上や後遺症の軽減につながることを期待されております。

2点目と3点目のご質問につきましては、関連がありますので一括してお答えいたします。

ドクターヘリの離着陸場所、いわゆるランデブーポイントにつきましては、46カ所を確保いたしました。また、ドクターヘリ離着陸の際には、安全確保の必要性や騒音・砂ぼこりが発生することが課題となり、市民の皆様のご理解・ご協力が不可欠ですので、ドクターヘリ運航などの内容を含め、さまざまな媒体を用いた広報周知を予定しております。

次に、4問目の災害に対応する体制の整備についてのご質問にお答えいたします。

災害発生時における避難所開設及び運営に関しましては、現在、避難所運営マニュアルに沿って対応する体制となっており、マニュアルには、災害発生から3日程度の初動期、3日から1週間程度の展開期、1週間から2週間程度の安定期、2週間から3カ月程度の撤収期と4段階に分類し、それぞれの時期における避難所運営や避難所生活のあり方等を記しております。

また、避難所生活が長期化した場合の災害時要援護者等への対応といたしまして、市内27法人70事業所が加盟する始良市民間社会福祉事業所連絡会と本年11月11日、災害時要援護者等の受け入れに関する協定を締結し、要援護者等が日常生活に支障なく避難生活を送ることができる体制の整備を行いました。

しかし、議員仰せのとおり避難所へ避難しておられる方もさまざまであり、また、それぞれの避難所の造りも異なることから、その場での対応を必要とするケースも考えられます。

これらのことから、避難所運営マニュアルを実践的に運営できるものであるかどうか研究してまいります。

以上で答弁を終わります。

○22番（新福愛子君） それでは、通告順に従いまして再質問をさせていただきます。

はじめに、小児用肺炎球菌ワクチン並びにヒブワクチンの部分でございます。

接種のパーセントにつきましては、いずれも20%前後ということで、これが順調であるのかどうか、とにかくヒブワクチンでしたか、途中で死亡事故等もあったりしたのは、どちらかでしたね。ということで、一たん中止になった時期もありましたので、ちょっと厳しい部分もあったのかもしれませんが、また最近では、風邪を引きやすい時期なのか知りませんが、テレビのコマーシャル等でこの赤ちゃんの、子ども・乳幼児用の両方のワクチンのコマーシャル、ぜひ接種してくださいというコマーシャルがテレビで流れ始めているようでございます。

当局のほうに、担当課のほうに、この接種に関してどのような相談がこれまでに寄せられましたでしょうか、ご相談の内容を1つ、2つご紹介していただけないでしょうか。

○市民生活部長（花田實徳君） お答えします。

ただいまのところ、そういう問い合わせがないようでございます。

以上でございます。

○22番（新福愛子君） あわせて、副反応等の報告もなかったというように理解してよろしいのでしょうか。

○市民生活部長（花田實徳君） お答えします。

そのとおりでございます。

○22番（新福愛子君） 安心いたしました。年度末までにもまた何カ月かありますが、一番風邪が流行しやすい、肺炎とかにかかりやすい時期でもございます。この広報、ホームページ等の掲載を行い、あと乳幼児健診時に接種事業の説明をいたしますというふうになっておりますけれども、大体当局は接種率、どのぐらいを見込んでおられますもののでしょうか。

○市民生活部長（花田實徳君） お答えします。

当初の段階では60%ほどを見込んでおりました。

以上でございます。

○22番（新福愛子君） 目標を一応60%を目安にしておられるということですが、今20%前後、大丈夫でしょうか。

○市民生活部長（花田實徳君） お答えします。

これからも周知徹底してまいりまして、できるだけ目標に近い数字に持っていけるような形になればいいというふうに思っております。

以上でございます。

○22番（新福愛子君） それでは、子宮頸がんワクチンのほうですけれども、こちらについては、県内で一番最後のスタートになったわけですが、4価ワクチンまで承認されたという、全国でも一番ラッキーな形で進んでおります。

答弁によりますと、医療機関からの接種状況についての報告がありませんので、具体的な数は把握しておりませんということでしたが、ここに至るまでどんな相談が寄せられたものか。また、この接種は、保護者同伴を義務づけられておりますが、そちらのほうの状況はどうなっているか、お示してください。

○市民生活部長（花田實徳君） ただいまのご質問については、担当課長のほうで答弁いたさせます。

○市民生活部健康増進課長(小田原 優君) 議員の今のご質疑につきましてお答えしたいと思います。

当初につきましては、子宮頸がんの2価ワクチンと4価ワクチンについての内容に問い合わせがございました。

最近につきましては、質問の内容は変わりまして、どの医院のほうに、どういった4価ワクチンを置いているかどうかという、そのワクチンの種類についての問い合わせが来ているようです。

以上でございます。

○22番(新福愛子君) 医療機関との連携がしっかり情報交換ができていないようなのでどうかわかりませんが、やはり4価ワクチンのほうを接種される方が多いのでしょうか。

○市民生活部健康増進課長(小田原 優君) その情報につきましては、現在、集計を病院回りをして集計をしておりますので、2価ワクチンと4価ワクチンのいずれが多いかということについては、現在のところ手元のほうに情報は入っておりません。

以上でございます。

○22番(新福愛子君) 対象者が中学1年生、2年生、3年生、高校1年生ですね。私、特に心配いたしますのが中学3年生の女子です。この秋から年度末、春過ぎまでオーケーということですが、一番受験なんですね。受験に差しかかっていると、本当に体調を維持するのも精いっぱいですし、非常に精神的にも心身ともに不安定な時期になるかと思います。

そんな中で、女子生徒がこういった、ある意味ハンディーを受けながらこの対象の期間を過ごすということが、非常にある意味、切ない気がいたします。この中学3年生が、例えば2回までも接種しそびれたとします。そうした場合、公費助成は高校1年生の年齢になっても認めていただけますでしょうか。

○市民生活部長(花田實徳君) お答えします。

今の状況、財政的に厳しい状況であります。今後そういったものについては継続していく方向では考えております。

以上です。

○22番(新福愛子君) 安心いたしました。やはりこれはこの期間でないと対象者にならないわけで、残念ながら、鹿児島市と鹿屋市だったのでしょうか、もう22年度から始めたところもありましたね、鹿児島県内でも。そういったところは延命措置までして接種をされたわけですが、始良市の場合はおくれてしまったということもありますけれども、その辺に不平等さ、どこに住んでいるかによって不平等さが出てしまったということに関しては残念ながらですが、やはり合計で4万5,000円から5万円ぐらいの経済的負担ということを考えると、なかなか公費助成がないと踏み切れないという現実もございます。

ぜひこの中学3年生に関しましては、今そういった財政も厳しいですが、なるべく猶予期間を延ばして対象といたしますというふうに部長のほう、お答えいただいたんですが、市長、そ

れでよろしいでしょうか。

○市長（笹山義弘君） そのように考えております。

○22番（新福愛子君） 今の段階では、医療機関との連携がとれていないということですが、やはり途中でどういった状況にあるのかというような情報交換、医療機関への問い合わせ等を市としても把握していくべきだと私は考えます。

こちらのほうの接種の目標は何%ぐらいを考えておられましたでしょうか。

○市民生活部長（花田實徳君） お答えします。

このワクチンについても一応60%程度を目標としておりました。

以上でございます。

○22番（新福愛子君） こちらの60%も本当かなり高いハードルというか、でも、それだけの予算をつけてくださっているというわけですので。

ただ、危惧するのが、説明会、各旧町ごとにセミナーがございましたけれども、本当になかなか対象となる女子生徒のお姿はほとんど見かけなかったわけですが、これはどのぐらい周知が進んでいるものかなというのを確かめる私自身もすべがないんですけれども、もちろん、この学校教育の現場で声をかけをしっかりといただいているものと思っておりますが、教育長、その辺の確認は教育委員会のほうではされておられませんか。

○教育長（小倉寛恒君） この件については、教育委員会としては関知しておりません。

○22番（新福愛子君） こちら辺がいつも私は課題に感じる場所なんです。やはりこれはその担当の縦行政だけではなかなか浸透できない。教育委員会との連携であったり、昨日までの一般質問もそうですけれども、どうもこの行政のあり方というのが横断的な視野を持って取り組んでいかなければいけない課題が次々に出てきているような気がいたします。

数年前にはしかが流行いたしまして、このはしかのほうのワクチンも、高校3年生とか中学1年生とかを対象として、急に国も力を入れまして、かなり今それが進んでいるんですけれども、過日のいつか、新聞に100%をなし遂げた高校が紹介されておりました。その学校では、養護教諭の先生が、保健室の先生が、徹底して、もうその先生の顔を見ると、はしかワクチンと子どもたちが思うほど口を酸っぱくして叫び切られて、その結果、100%接種したというような記事が載っておりました。

この子宮頸がんワクチンも、やはりその養護教諭の先生方とのタイアップであるとか、健康増進課だけの問題ではなくて、その辺も必要ではないかというふうに感じるんですが、教育長、いかがでしょうか。

○教育長（小倉寛恒君） 学校教育の中で、この子宮頸がんというのは、いわゆる性的な交渉を前提とした、に基づいてこういったがんの発症というのが起こるわけでございます。

学校教育の中で中学校段階では、性的な接触、こういうものについての指導というのは、どの教科、

どの分野でも指導というのはしておりません。高校の段階になりますと、学校の保健体育の中で出てまいります。

そういう意味で、教育委員会としては、中学校段階におけるそういった性的な交渉を前提にした、この発症する、こういうがんの、いわゆる予防注射ということは、これは保護者の指導のもとにやっていただくというのが前提だということで、教育委員会としては関知していないということでありませう。

○22番（新福愛子君） きょうはワクチンの確認ですので、深い論争はこの場では避けたいと思えますけれども、私も県の男女共同参画の地域推進員というお役をいただいております。その中でさまざまな今勉強をさせていただいているんですけども、今、性交渉が実に低年齢化しておりまして、なぜこの子宮頸がんが今クローズアップされているかということ、その性交渉の開始時期が私たちが思ったよりも随分早い年齢で始まっておりまして、その結果、10代後半、20代のお嬢さん方が子宮頸がん罹患してしまうという、この現実がもうどうしようもない現実として、隠しようのない現実として日本の今の問題になってきているわけがございます。

その結果、望まない妊娠につながったり、少子化、少子化と言って大変な深刻な問題になっておりますが、本当に最初のそういった出会いの部分でつまずいて、生涯子どもを持ちたくても持てない体になってしまうお嬢さんであるとか、本当にあまりそういった部分は話題にしにくいのですが、これが今の現実です。

厚労省のほうで高校生に調査をされたということが記事が載っておりました。要するに、性交渉の体験がありますかというような質問だったわけですが、男女ともにもう私たちが考えている以上の数字が上がっておりました。

鹿児島県はそうではない、始良市はそうではないというふうに思いたいのですが、今いろいろな情報がはんらんしておりまして、私たちの子ども時代とは違いまして、子どもたちを取り巻く環境は、幸か不幸か、今本当に情報も豊かになり過ぎております。その中で私たちが持っている認識は決して正しくないものなんだということも、私たち大人は認識する必要があるように私は思います。

その中で、私は教育の目的というのは、教育長も、今までも生きる力であるとか、本当に知識を習得するだけではなくということを常々教育長もお話をしてくださっておりますが、私もそのとおりだと思います。ならば、この特に女性に関しては、子どもを生む可能性を持つ唯一の性でありますから、教育の現場でこそ、こういった問題をしっかりと、知識も含めまして教育していく、その上で子宮頸がんワクチンのことも何らかの形で、家庭の問題という形ではなくて、ともに教育委員会としてもサポートをしていただきたいというふうに心から望んでおります。この問題はここでおきたいと思えます。

要旨3に参ります。高齢者用肺炎球菌ワクチンに参ります。ご答弁では、今後研究してまいりたいという、実施にあたりましては、各医療機関と実施方法についての調整や財源問題を含めて、今後検討してまいりたいというふうにご答弁ございました。

このワクチンの効用につきましては、これまでも先輩議員も含めまして、何回も訴えてまいりましたとおり、今、日本人の死亡原因、この1位は悪性新生物、いわゆるがんですね。2位が心疾患、3位が脳血管疾患に次ぎ、肺炎は何と日本人の死因の第4位となっております。2009年には年間約11万人が亡くなっており、肺炎による死亡の年齢別割合を見ると、実にその95%が65歳以上という結果に

なっているようです。

この肺炎球菌ワクチンを接種しておく、肺炎の予防や重症化を防ぐ効果があり、その結果、肺炎による入院や死亡を減らすことができると言われております。また、1回の接種で5年以上免疫が持続するとも言われ、季節を問わず、体調のよいときにいつでも接種できるのも魅力的です。また、インフルエンザワクチンとあわせて接種することにより、効果的に肺炎を予防できるということも言われております。

もし始良市で公費負担を、助成を実施するとしたら、年齢を幾つぐらいを考えられますでしょうか、対象年齢です。

○市民生活部長（花田實徳君） お答えします。

現在は70歳以上ということで考えております。

以上でございます。

○22番（新福愛子君） それでは、公費助成の金額、大体7,000円前後、7,500円とか、一番高いところでも、そのぐらいがあるようですけども、公費助成はどのぐらいを考えておられますでしょうか。

○市民生活部長（花田實徳君） お答えします。

現在、実施計画等でも一応要望しておりますが、一応3,000円で考えているところでございます。

以上でございます。

○22番（新福愛子君） 過日、市民福祉の常任委員会での陳情の審査に、地元のドクターもいらっしやいまして、るる説明を伺ったところですけども、やはり助成がなくても10%ちょっとぐらいの方は自主的に接種をされているようですね。

しかし、やはり7,000円前後となると、ちょっとと考える方が多いんですけども、本当に1,000円でも2,000円でも助成すると、一気にその接種率が上がっている。かといって、全額助成したら100%かという、そうでもないそうですね。よくても50%ぐらい。

ですから、このように3,000円でも助成を考えていただいているということは、ちょうどいい感じの、平均値よりもちょっと上ぐらいの接種率になるのではないかと、その辺のところも大変期待しております。

今、全国では600近い自治体で公費助成が実施されているようですけども、県内の状況はどうなっておりますでしょうか。

○市民生活部長（花田實徳君） お答えします。

現在、県内では奄美市、和泊といったところのあの離島関係が多いようでございます。

以上でございます。

○22番（新福愛子君） 今お答えいただきましたように、どうも離島のほうがこれはどんどん進んでいるようですね。ドクターも、なぜ離島がこんなに早く進んだのか、実はよくわからないんですということをおっしゃっていました。徳洲会さんの関係かなということもちょっとおっしゃってござい

たけれども。

いずれにしても、今、鹿児島県本土では、このワクチンに対しての公費助成をしているところはないんです。ということになりますと、もし始良市がこれを実施いたしますと、鹿児島県で本土で1番目になるということになります。子宮頸がんワクチンが一番最後になったから、ぜひというわけではございませんけれども、これはぜひ必要なワクチンでございます。

実は私どもの公明党の冬柴さんが亡くなったようでございます。急性肺炎だったということで、非常に残念に感じております。ワクチンを接種しておられなかったのかなと思って、いろいろあったかと思えますけれども、そんなことも考えて、本当にこれからの高齢者は、単なる高齢者ではなく、いよいよお元気で、ますます今度は違った意味で人生を謳歌していただき、社会にもその今まで培った力を社会に還元していただける、まさに宝と言うべき高齢者の皆さんです。ぜひ本土内一番乗りをして、高齢者の肺炎球菌ワクチンは本土では始良市が1番だったねと、そのように言っていただけるように、市長の英断を心から願うものですが、市長、いかがでしょうか。

○市長（笹山義弘君） 昨年ぐらいから特に強く医師会のほうからも要望を受けているところでございますが、症状を重篤化しないという観点からも有効性があるようでございます。

そういうことを含めまして、今後、前向きに検討してまいりたいというふうに思います。

○22番（新福愛子君） 今の市長のお言葉は大変重く受けとめさせていただきます。本当に3月の予算書にしっかりと高齢者用の肺炎球菌ワクチンの予算が計上化された形で私たちの手元に届くことを心から願っております。

高齢者が本当に安心して暮らせるまちということで、県内一、いろんな意味で暮らしやすいまちを目指している始良市なんです、けさほどもラジオで始良市の話題が出ていたようでございます。始良警察署のほうから、免許証を返納なさる方に200円の入浴券でしたか、が始良市は渡されると、ですかね。（「軽減」と呼ぶ者あり）200円軽減されるというのがラジオで朝からさわやかに流れていたようでございます。このことについて、ちょっとご存じの範囲でお知らせいただけますでしょうか。

○危機管理室長兼危機管理課長（犬童 久君） お答えいたします。

高齢者の方々が免許をお返しになるという、この事業につきましては、警察のほうで取り組まれている事業でございまして、私どものほうにも相談をいただいたんでありますけれども、警察のほうで各署も行っていらっしゃるようでございますので、そういう対応をお願いしたいということで申し上げた次第でございます。

○22番（新福愛子君） 非常に温かな話題として、本当によかったなというふうに思っております。やはり何か一番乗りでやると、一番乗りということもないんでしょうが、そうしてほかがなかなかしないところを早目に手をつけると、本当にまちの元気にもつながるのかな、そのようにも感じます。

繰り返しになりますが、高齢者用のワクチン、肺炎球菌ワクチンが始良市が一番乗り、本当に今からわくわくして待たせていただきたいというふうに思います。

最後に、関連として3つ確認をさせていただきたいと思います。1つ目が、この今、今年度スタートしました小児用と、それから子宮頸がんワクチン、このワクチンの公費助成、2点目に、この女性

特有がんとか大腸がんの検診の無料クーポン、そして妊産婦健診14回公費負担、この3点セット、来年度の方向性、継続ということによろしいでしょうか。

○市民生活部長（花田實徳君） お答えします。

この今3点セットを言われましたが、これにつきまして、非常に財政的にも厳しい状況であります
が、できるだけ存続できるように努力してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○22番（新福愛子君） 本当に財政が厳しくて、もう既にどれかができなくなっている自治
体も出てきているようでございます。ぜひそれぞれの健康と、そしてまた、財政的にも医療費削減、
抑止がきくんだということで、前向きにこの3点セットも継続していただけることを願っております。

それでは、項目2に入ります。

企業広告、ネーミングライツについてです。

現在、ホームページとか広報紙等で企業広告が既に走り始めているようでございますが、この部分
での収入というのは、どのぐらいあるものでしょうか。

○総務部次長兼財政課長（脇田満穂君） 本年度の現在のホームページ、それからあと広報紙等の合計
でございますけれども、264万円の歳入となっております。

以上です。

○22番（新福愛子君） ネーミングライツ、それから公用車への企業広告等も提案させていただいた
んですけれども、こういったことなどを考えているときに、例えば、ネーミングライツと考えたとき
には、始良市内どんな施設がイメージできるのでしょうか。

○総務部次長兼財政課長（脇田満穂君） お答えいたします。

一応現在、県内等でもお耳にされるような施設となりますと、本市におきましては、始良市の運動
公園の野球場並びにその体育館、あと始良市文化会館、愛称で言う加音ホール、それからあと始良市
の蒲生体育館「おおくすアリーナ」等がそのネーミングライツをすれば可能な施設かなという
ふうに考えております。

以上です。

○22番（新福愛子君） 鹿児島県では、私たちはつい文化センターと言ってしまうんですが、今もう
文化センターと言ってもなかなかわかりづらくて、宝山ホールというのがもう本当に徹底してきてい
るわけですが、本当に企業にとってもいいことですし、私たちにとってもまちの収入になる
ということで、もうこれは確かな収入であるということで、今幾つか紹介していただきましたけれども、
ぜひ実現できたらいいなというふうに考えます。

もし今、次長がおっしゃってくださったこの施設がネーミングライツがもし実ったとしたら、どの
ぐらいの歳入が見込めるのでしょうか。

○総務部次長兼財政課長（脇田満穂君） 今回このご質問をいただいて、幾つか調べさせていただいたわけですが、そうしますと、大きなところは2,000万、3,000万というような金額で、年間契約ですけれども、5年間ぐらいを目安にしていらっしゃるところもございます。ただ、安いところは10万台という単価もございます。

今回ご提案いただいた中で、私ども、まだそういう内部の検討会というのができておりません。

したがって、先ほど市長のほうの答弁にもあったわけですが、何らかの組織というもの、検討委員会等をつくらせていただいて、特に企業になられるスポンサーの企業の契約という部分が大きなウエートを占めてまいります。また、あとどうしても市民の方に愛称として使っていただけないという部分もございますので、大きな問題だというふうに考えておりますので、今の時点で、金額等は今申し上げましたように、なかなか把握できないんですが、まずは検討会をつくらせていただきたいというふうに考えております。

以上です。

○22番（新福愛子君） 県内でもいいんですけれども、こういったことを積極的に取り組んでおられる自治体、先進地、どこかあるんでしょうか。

○総務部次長兼財政課長（脇田満穂君） 近隣市は、申しわけございませんが、わかりませんでした。

ただ、九州管内では、佐賀県とか、あと福岡の直方市とか、今ネーミングライツの施設のほうだけでございましたけれども、公用車等のほうもそういうところがしておられるみたいでございました。

以上です。

○22番（新福愛子君） 本当にこの歳入確保というのが、行財政改革におきましても大切な部分があるのではないかな。本当にまさに自治体自体も経営の感性、センスを持ってやっていかなければいけない。決して浅ましいことではなくて、これは本当に市民の幸福のためにということで、知恵を出していく部分、汗をかいていく部分だというふうに思っております。

今、佐賀県であるとか福岡の直方のご紹介もありました。検討委員会を立ち上げると同時に、ぜひ職員の方にそういった先進地に学んできていただきたい、私たちもちろん議会としてはそのような権限も持っておりますので、視察等も考えておきますけれども、私は職員の方にも現地に行って、その現実をしっかりと学んできていただきたいというふうに考えております。市長、いかがでしょうか。

○市長（笹山義弘君） 有効な収入源であろうというふうに思います。その辺のところ、今後ともいろいろな先進地の事例等も参考にしながら検討をしてまいりたいというふうに思います。

○22番（新福愛子君） それでは、項目3、ドクターヘリに移ります。

この質問に関しましては、和田議員が質問のトップバッターで質問していただきまして、もうほとんど聞いていただきました。

実はその12月2日が始良市の訓練の日だったようです。私たちは全く見る機会もなかったわけですが、どのようなご様子だったんでしょうか、ご紹介いただけませんかでしょうか。

○消防長（黒木俊己君） お答えいたします。

運航開始に向けまして、今月の1日から県内各地で離着陸場所への試行飛行が始まっておりまして、この間、和田議員の質問がありましたあの時間帯に、始良市におきましては、加治木のグラウンドを離着陸場所として設定をいたしまして、実際、実践に向けての訓練を行ったところでございます。

まず、消防の司令室のほうから鹿児島市立病院のほうに要請をかけましてドクターヘリが飛んできたわけですが、一応消防本部の救急車が離着陸への救急をいたしまして、救急車からヘリへの搬入というようなところを何回ともなく訓練をいたしております。

いろいろと患者の人の、大きい人から子どもまでいるということで、そういった形で何回ともなく訓練を重ねて、いろいろ修正をしながら運航開始まで各地試験を行うというような訓練を行ったところでございます。

以上です。

○22番（新福愛子君） 順調に準備が進んでいるようで安心いたしました。

このランデブーポイントについてなんですが、46カ所が始良市は認められたということで、私は、始良市というのは鹿児島市に近いわけなので、あまりそういったポイントは設定していただけないんじゃないかな、上場の地域ぐらいい、あとはそんなに期待できないんじゃないかなというふうに思っていたんですが、どうも46カ所というこのランデブーポイントの設置、本当正直驚きました。これは県内では多いほうなんですか、少ないほうなんですか。

○消防長（黒木俊己君） お答えいたします。

県内では589カ所設置をされたということで聞いておりますけれども、一応始良のほうは46カ所ということで多いほうではないかと考えているところであります。

○22番（新福愛子君） 私も、奄美を除いてのこの離島から県本土ですから、市町村の数で割ったとしても、始良市はかなり多くのポイントを設定していただいたんじゃないかなというふうに思っております。

これは、なぜこのようにたくさんのポイントを設定していただくことができたんでしょうか。県が認めたからなんですけれども、言いたいのは、やはり積極的に担当課がさまざまな角度から候補地をたくさん挙げられたのではないかなというふうに考えたわけなんです、いかがでしょうか。

○消防長（黒木俊己君） 離着陸場所は多いほうが良いというようなことで、一応条件等がありますけれども、管理者の了解を得られたところとか、公共の広いところとか、そういった要件があるわけですが、一応始良市の場合は、公共施設を主に、学校、それから広場、そういったところを主に申請をいたしまして、49カ所申請をしたんですけれども、3カ所は不適地ということで、46カ所を設定したところでございます。

○22番（新福愛子君） 3カ所はちょっといろいろな理由でということで伺いましたけれども、それにしても本当に多くのポイントを設定していただいた。本当に初期救命医療により救命率が向上すると思われまし、後遺症の軽減にもつながると思いますし、始良市は本当に県の真ん中にありながら

も、大変こういった部分でも恵まれた地域ではないかなというふうに再認識をいたすと同時に、また担当課の皆様の消防を初め、本当に積極的に市のことを考えて、たくさんのポイントを申請していただいたといった、そういった陰のご努力、それから志に心から感謝を申し上げたいというふうに思っております。

あとは騒音とか砂ぼこりが課題となつてまいいます。例えば、ヘリコプターが来る前に消防車が行って散水すると、そんなイメージでいいんでしょうか。

○消防長（黒木俊己君） お答えいたします。

救急隊は、今までどおり救急車が傷病者を乗せて走っていくわけですが、同時に支援隊、消防のポンプ隊ですが、そちらも同時に出動いたしまして、砂ぼこりを防止するために散水を行うというような体制をとるように考えております。

○22番（新福愛子君） きのうち、夕方のニュースとかでドクターヘリの特集があつていたようですし、本当に住民の皆様も、あらゆるマスメディアを使いながら、ああ、こういうのが始まるんだな、また、やたらヘリコプターがパタパタ飛んでいる気もいたしますし、そういった認識は市民の皆様も、心構えと申しますか。ただ、うちの近所のそこがポイントだったなんていうことは、なかなかすぐには知り得ないかもしれません。これも広報等でランデブーポイントも市民の皆様にしっかりと周知がなされていくということによろしいんでしょうか。

○消防長（黒木俊己君） 周知につきましては、市の広報紙、それからホームページ、防災地域の情報メール、そういったもので周知を図っていききたいというふうに考えております。

○22番（新福愛子君） では、最後の災害時に対応する体制の整備ということで、HUGの部分に移つてまいります。

このHUGというのは、まさに英語の抱き締めるという言葉から来ているんですけれども、始良市になってから自主防災訓練を実施された自治会というのは、どのぐらいあるものんでしょうか。

○危機管理室長兼危機管理課長（犬童 久君） お答えいたします。

合併以降ですが、危機管理課といたしましては17件ほど、消防署では106件ほど、計123件の訓練等を実施されたというふうに伺っております。

また、そのほかに防災研修センターにおきましては、小中学生を含めまして研修・見学等を87件ほど実施をされているところでございます。

なお、訓練につきましては、危機管理課で把握しているところでは、合併以降、6件の避難訓練等をされているようでございます。

以上でございます。

○22番（新福愛子君） たしか始良市だったと思うんですけれども、避難所までの移動を自治体で集落の方々が訓練されたというふうな記事が載っていたと思います。大変重要なことだと思います。移動する間に事故があつたという記憶もありますし、割と自分が住んでいる地域の避難所がどこである

かということは知らない方も多いのかもしれないというふうに、私の身の回りを見ても感じます。小学校とか、そういう近くの方々はいいんでしょうけれども、公園であったり、いろいろなところがありますね。そのような広報も今後の課題になってくるのではないかと考えております。

あと、この災害というのは24時間いつ起きるかわからないわけで、暗くなっても起こる可能性があるわけですね。避難所への夜間の移動訓練、こういったものを実施されたところがあるものかどうか、お尋ねいたします。

○危機管理室長兼危機管理課長（犬童 久君） お答えいたします。

夜間についての移動を伴う訓練につきましては、実施されているというところの把握はいたしてないところでございます。

○22番（新福愛子君） どちらかにモデルケースのような形で実施していただいて、やっぱり夜間も大事だと思います。その方向は考えておられますか。

○危機管理室長兼危機管理課長（犬童 久君） お答えいたします。

その件につきましては、消防署もしくは消防団のお力をおかりしての訓練になっていくだろうというふうに考えます。

議員仰せのとおり、災害はいつ発生するかわからないわけでございますので、今後そういう点も十分考えの上で、実施できるものなら実施していきたいというふうに考えます。

以上でございます。

○22番（新福愛子君） そういった共助の部分の訓練というのも大変これから大事になっていくということで、今回、HUGの質問、提案をさせていただきます。

冒頭で申し上げましたとおり、これは静岡県が開発したゲームです。この避難所、体育館であるとか教室を平面図に見立てまして、そこにさまざまな条件のカード、これがその実物なんですが、きのう、やっと私の手元に届きまして、きょうの質問に間に合ってよかったんですが、なかなか皆様にはお目にかかる機会がないと思うんですけども、これが200枚あります。

それで、一つのテーブルに六、七人が1グループになりまして、その平面図の上に、ここは例えば体育館だということで設定して、そこに読み手の方が次々にこのカードを読んでいくわけなんです。例えば、災害対策本部です。毛布200枚が1時に到着いたします。荷おろしをする場所を決めておいってくださいとか、今避難してきましたが、たばこはどこで吸えばいいですかとか、これは受付を、じゃどこにつくりましょうとか、認知症のお母様をお連れになったご家族が入ってこられました、どこにしましょうとか、あと世帯主の妻は妊娠6カ月、猫1匹を連れてきたとか、もうさまざまな、これは実際に阪神・淡路とかありましたね、大きな、そこで実際にあったものが全部この200枚に集約されているそうなんです。それでそのカードがゆっくり読まれるのではなくて、もうほら、もうほらですって、ごめんなさい。（笑声）どっと避難所には押しかけるわけで、余裕があって人が入ってくるわけではないわけですよ、現実。本当に避難になりました。体育館、例えば〇〇小学校体育館を避難所にします、なりました。もうどっと次から次にいろんな方がいらっしゃいます。そしてまた、地元の住民でない旅行者の方々とか、はたまた外国人であるとか、それからバス旅行中に地震が起き

てきた、どの道路が通行できるかわからないために、とりあえずこの体育館に来ましたとか、私もこれをばらばらと読んでみたんですけど、こんなことが現実になったらどうなるんだろうと思います。

大体その避難所というのは、その校区の役員の方々、この役場の職員の方々もその責任者になって動かれる可能性もあるわけですね。運営本部、本部長いらっしゃいました。以下に全部そういったものができていく。そうすると、私たち議員も地域で暮らしておりますので、私たち自身もその避難者というよりも、そちらの受け入れ体制に回って、ともにそこをセッティングしていくというようなことも十分考えられるわけです。

そうすると、やはりこのような訓練をしっかりとしていかなければ、突然事が起こったからではいけないなというところで、静岡県は特に地震が一番起きやすい地域でもありますので、その辺の危機管理からだったと思いますけれども、県として独自にこのようなHUGというゲームをつくられて、それが今大変な勢いで視察者が相次いでいるということだそうです。

このHUGのセットは一式6,700円です。NPOの授産施設のところに製作とか販売を委託されておりまして、この1セットに4つセットが入っているんですね。だから、この6,700円の1セットを買うと、4グループで同時にかなりの人数がこのゲームができて、その中で本当皆さんが最後に思われたのは、本当こういったこと、トイレが、例えば子ども連れの方もいらっしゃいますよね。そうすると、やっぱり夜泣きとかぐずったりしますから、ちょっと子どもさんたちはこういったスペースにしようとか、さまざまな状況を考えていく上で、こういったゲームというのは大変有効であるというふうになっております。

私は別にこちらのほうと何のあれもないんですけども、こういった割と低価格ですし、これをどんどん、例えば始良市バージョンで何かつくっていくとか、そして、やっぱりこういったいろんな防災訓練とか、それも大事ですけども、民生委員さんとか、確かにそういった状況になったときにはキーマンになって、現場で仁王立ちしながらやっていかれるような可能性のある方々を集めてやるとか、または職員と住民の方が一体になってこのゲームをやっていくとか、こういったシミュレーションを兼ねたゲームをしていくことで防災意識、もう非常に高まるんだそうです。

最後このゲームが終わったときに、それぞれが思ったことは、共助の大切さもそうですし、あとさまざまな障がいを持った方とか女性、私は、次には女性の防災会議について、女性の視点での防災についての質問をさせていただこうかと思いますけれども、本当にあらゆる方々の立場に立った視点に立った、人権の視座を持った者がこういった緊急時にしっかりと試される、それが皆さん、痛切に残られたそうです。

そして最後は自主防災、私ができること、我が家でできること、本当にそれを常々しっかりしておかなきゃいけないんだなということを、最後は皆さん、かみしめられるそうです。

最後になりました。ぜひこのHUGを始良市でも研究しますというご答弁なんですけれども、これは本当に現実味を持って、先ほども申しましたけれども、静岡に行って視察を受けられている方々も多いんです。ぜひ市長、職員の方にこのような視察もして差し上げてほしいんですが、市長、いかがでしょうか、HUGの実現と視察を含めて、いかがでしょうか。

○市長（笹山義弘君） 本市は、ただいま防災無線の整備、ほかデジタル化もそれでございますが、そういうハード面についても進めようとしているところでございます。

そういう組織、消防団も含めてですが、行政連絡員の方々等との連携ということは、やはり普段の

そういう訓練等がなければ、実際有事のときに機能しないということは承知しております。来年度からでも実施が可能かどうか、その一つのアイテムとして有効であろうと思いますので、そのような視点から研究してまいりたいと思います。

○22番（新福愛子君） いよいよことしも残すところ3週間あまりとなりました。始良市誕生の1年目は、口蹄疫の防除で新市のスタートは波瀾に満ち、2年目の本年は、東日本大震災の発生が日本じゅうを震撼させ、また大変な1年でございました。3年目の来年こそ、市民の一人おひとりが幸せを享受していただける年になることを心から願いながら、そしてこの年の瀬にはよいお年をと、温かな言葉が飛び交う始良市であることを心から願いながら質問を終わります。

○議長（兼田勝久君） これで新福愛子議員の一般質問を終わります。しばらく休憩します。5分程度といたします。

（午前9時58分休憩）

○議長（兼田勝久君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前10時06分開議）

○議長（兼田勝久君） 一般質問を続けます。

次に、7番、法元隆男議員の発言を許します。

○7番（法元隆男君） 登 壇

おはようございます。それでは、通告させていただいております3項目について質問をいたします。

まず最初に、景観法への取り組みについて。

景観法は、平成16年6月公布され、同17年6月1日全面施行されました。施行後、県内において、景観法に取り組み、景観行政団体になっている市町村は、平成23年5月1日現在19市町であります。

良好な景観の形成は、居住環境の向上と住民の生活に密接に関係し、「県内で一番暮らしやすい市に」を目指すためには、景観法への取り組みは不可欠であります。

そこで以下について質問いたします。

要旨1、景観法に対する基本的な考え方について。

要旨2、景観行政団体への取り組みについて、本市の取り組みの現状はどうでしょうか。

要旨3、都市計画マスタープランへの位置づけについて。

要旨4、今後考えられる「景観計画策定」「条例制定」などの見通しについてはいかがでしょうか。

項目2、文化財等の整備について。

金山橋と板井手の滝を望むポイント（ビューポイント）の整備について、昨年は金山橋の整備をしていただきましたが、本年度計画されておりますことについて、その内容と進捗状況についてお伝えください。

項目3、副市長人事について。

要旨1、来期に向けての構想について。

要旨2、始良市の基盤づくりをするべきこの重要局面において、政策提言能力を有する副市長を2名

とし、1名は女性を任用する考えはありませんでしょうか。
以上です。

○市長（笹山義弘君） 登 壇

法元議員のご質問にお答えいたします。

1 問目の景観法への取り組みについての1点目のご質問にお答えいたします。

景観法は、我が国の都市、農山漁村等における良好な景観の形成を促進するため、景観計画の策定、その他の施策を総合的に講ずることにより、美しく風格のある国土の形成、潤いのある豊かな生活環境の創造及び個性的で活力ある地域社会の実現を図り、もって国民生活の向上並びに国民経済及び地域社会の健全な発展に寄与することを目的としており、本市においても景観法に基づいた景観計画を定めることは必要であると考えております。

2点目と4点目のご質問につきましては、関連がありますので一括してお答えいたします。

現在、本市は景観行政団体ではありませんが、先ほど申し上げましたとおり、景観計画は必要であるという認識から、去る11月9日、景観法に関する関係部課により庁内協議を行い、今後の景観行政の推進について、県と協議し、景観行政団体の手続を進めていくことを確認しております。

景観計画の策定や条例につきましては、私有財産の利用制限や規制等もあることから、区域指定については、住民、事業者、国、県との適切な役割分担を踏まえ、その区域の自然的、社会的諸条件に応じた施策を策定しなければならないため、期間を要すると考えております。

3点目のご質問についてお答えいたします。

現在策定中の始良市都市計画マスタープランは、住民と行政が一体となって推進するまちづくりの目標計画であり、地域に密着した見地から、その創意工夫のもとに定められるものであります。

都市づくりの基本方針として、土地利用や交通体系整備の方針、公園・緑地の保全の方針、その他都市施設整備方針、主要課題別の都市づくりの方針など、総合的な視点から区分、利用目的、地域ごとに方針を策定してまいります。

景観につきましても、市街地を取り込み市街地の背景となる山林や緑地、都市を代表するような郷土的景観や歴史的環境を形成する住宅地や集落、シンボルとなるような沿道景観等、特色のあるまちづくりに資する都市景観を形成するため、市民の方々からの提言やアンケート等を参考に、策定委員会や地域別協議会等での審議を踏まえ、総合計画に即した内容で検討してまいります。

次に、2問目の文化財等の整備についてのご質問にお答えいたします。

金山橋につきましては、県の地域振興推進事業により、昨年度は欄干部分の修復と路面の石畳化を行い、往時の姿を再現いたしました。

今年度は、継続事業として周辺の整備を行います。内容は、川面から金山橋のアーチ越しの望む板井手の滝の景観が絶妙であることから、ビューポイントを整備するものであります。

また、金山橋からビューポイントへのアクセスがわかりづらいため、案内板、川への降り口、通路及び転落防止柵等を整備するものであります。

進捗状況ではありますが、12月1日に入札を終え、平成24年3月下旬を完成予定としております。

次に、3問目の副市長人事についての1点目と2点目のご質問につきましては、関連がありますので一括してお答えいたします。

議員ご指摘のとおり、現在の始良市はその基盤づくりをするべき重要な時期にあります。

したがいまして、さきの和田議員のご質問にお答えしましたように、来年度は第1次総合計画の施行初年度でもあり、部門ごとの各種計画もその策定作業を進めていかなければなりません。

また、私の政策課題を着実に解決していくため、私自身、全力を傾注していかなければならないという強い覚悟がございますので、より強力に行財政運営を推し進め、機能的かつ効率的な組織運営を図る観点から判断してまいります。

また、副市長2人体制における女性の任用につきましても、行政施策の手腕をあわせ、人格、識見ともに秀でた人材を選任すべく、総合的な見地から検討してまいります。

以上で答弁を終わります。

○7番（法元隆男君） 景観法に対する取り組みについて、基本的に必要であると。このご解答の表現で、必要であると考えておられますと、いかにも何か消極的な感じを受けるような気がしてなりません。私は、これはもう不可欠であって、もう積極的に取り組むものであると考えております。それをベースにしてお話し申し上げます。

景観法は、今冒頭にも申し上げましたように、平成16年6月に公布されて、そして17年から施行されておるわけですが、まずこの景観法を行うためには、やはり景観行政団体というものになる必要があるんですが、その前に、ここにも冒頭で申し上げておりますように、平成23年の状況で19市町村、これは鹿児島市も入っております。一般的に県とその政令団体はもう法律で入るようになっております。そして、今、姶良市は人口的ないろいろな規模において、5番目の市であります、もちろん上の4番目も全部入っておりますし、19市町の中でやはり少しおくれをとっているとは言いませんが、取り組みが少しおくれしておるのではないかと。

これの大きな原因は、やはり合併してまだ間がないということでやむを得ないなと。まだ伊佐市も入っておりませんので、そういうことでよしとするかなということなんですが。今後、要するに、これを進めていくためには、もう急いでやっていくべきではないかと思えます。

景観法で、地域における景観行政を担う主体として、景観行政団体という概念を景観法では設けております。そして景観法では、景観行政団体が景観計画を定め、これに基づいて施策を行うことにより効力を発揮するということで、景観行政団体にまずなるということが手始めではないかと思えます。

2番目の要旨で、その取り組みについて質問申し上げましたところ、ご解答で非常にタイムリーな解答をいただきました。要するに、去る11月9日、景観法に関する関係部課により庁内協議を行い、今後の景観行政の推進についてというようなことでいろいろと皆さんで話し合いをされております。

私がこの一般質問の通告を申し上げたのが21日でしたので、それよりも2週間弱前にやはりこういったことで、においがされたのかどうかわかりませんが、そういった会を設けられて、それに組み合うという姿勢をされております。これはもう高く評価させていただきたいなと思っております。

その中でもこのご解答で、景観計画は必要であるという認識からという、極めて重要課題であるからというようなことで取り組んでいただきたいなと思っております。

まず、その行政団体になるためにはいろいろな手続が要ります。そのときの話し合いの内容をちょっと聞かせていただけないでしょうか。どのくらいで申請して、県との協議はどのように進めていくとかいうことで、県との協議はしばらくかかって、そして申請をされまして団体という認定がおけるのではないかと思います、11月9日にいろいろと協議されたことの内容について聞かせてください。

○企画部長（甲斐滋彦君） ご質問にお答えいたします。

11月の9日に第1回目の始良市の景観プロジェクト会議を開催したわけですが、内容につきましては、私どもも初めての法ということで、県の企画部の地域政策課の地域係の久保主査に来ていただきまして、景観法、それから景観法についての手続について詳しく説明を受けました。その後、質疑応答の後、自分たちで今度は協議をしたわけですが、景観政策についての推進体制、詳しく申せば、どこが主体的に担当するか、そういうのを含めて協議をし、その中で始良市としては、景観法に基づいて今後地域をそういう景観として維持すべきところ、例えば、蒲生地区では、まちづくり保存条例ということがありまして、武家門、石垣等もしてあります。加治木、始良地域にもそのような地域がございますので、そういうことを今後検討していくということを話し、手続としましては、まず景観団体の申請をする必要があるということで、景観団体の申請をするという確認をして、そして、この旨を市長のほうに報告をして、今後、先ほど市長が答弁申し上げましたように、景観行政団体の手続を進めていくということを確認した次第でございます。

以上でございます。

○7番（法元隆男君） 例えば、その県との協議やら申請ということになりますと、大体いつぐらいにどうだというようなフローチャートはまだつくっていらっしゃいませんか。

○企画部長（甲斐滋彦君） 詳しくフローチャートはつくっておりませんが、景観団体への申請につきましては、23年度中に手続を行うということで確認しております。

具体的な景観計画、それから条例等につきましては、住民の皆様方の合意等もございますので、期間が要するということでほかの地域でも聞いておりますので、先ほど市長が答弁いたしましたとおり、その件については期間を要するということであります。

○7番（法元隆男君） そういったような市町村に対しては、県の視点としては、そういった景観行政団体になることについては同意することが望ましいと。既に景観行政を積極的に推進している市町村、景観行政団体になる意向を示した場合には、都道府県は原則として同意すべきであるというようなことになっておるようです。

ですから、協議を順調に進めていただければ、そういった申請はそんな難しくないのではないかと。

まず、それで計画を立てるためにも、いずれにしても、景観行政団体としてなるということがまず手始めでありますので、その辺はやはり、もうことしの5月1日付で19団体ですね、ほとんどの主な市は、伊佐市と日置市ですかね、それを除いて主な市は、大体行政団体になっておりますので、これだけでもできるだけ早目にそういった作業を進めていただきたいと思います。と思っております。

その上でそういったような行政団体として認定されたということで次の計画は進むわけですが、3番目の要旨に入りますが、都市計画マスタープランへの位置づけについて、今いろいろお答えをしていただきました。都市マスの視点というのは、すごくこれを重要なポイントだと思いますが、この件に関して、いろいろ解答はいただいておりますが、今その都市マスの協議の中でこの景観法はどの程度話題になって進展しておりますでしょうか。

○建設部次長兼都市計画課長（富永博彰君） お答えします。

景観法につきましては、議員ご承知のとおり、第1条から第117条、いろいろと地方公共団体の責務とか、当然計画の策定、そして罰則まで制定がされておりますけれども、現在、マスタープランでの景観に基づく方針、取り組みにつきましては、マスタープランにつきましては、ご承知のとおり、土地利用、市街地の整備の方針とか交通体系の方針とか都市計画の環境形成の方針もしくは区域の地域別のまちづくりの構想に関する方針、こういった4項目に大きく分けてございます。それを細分化した中身がまた20項目ぐらいございます。これを今とり進めておりますけれども、この中で景観に関する分野では、環境形成の中に位置づけられております。

内訳といたしましては、自然環境の方針、先ほど市長のほうからも答弁がございましたが、この自然環境の方針やら活用の基本方針または公園・緑地の整備、緑地保全の基本方針と、景観形成の基本方針を打ち出すようになっておりますけれども、特にこのマスタープランでの基本方針につきましては、総合計画の中にも快適で暮らしやすいまち、魅力的な生活空間を整備すると。その中に美しい街並みと公園・緑地の整備を掲げてございます。

この都市計画マスタープランが策定しますと、県の区域マスターにも行くわけですが、上申するわけですが、その中では公園の緑地の確保におけるこの緑地の配置の方針を定めることとなっておりますので、この辺は今進めているところでございます。

この方針の内容としましては、緑地の背景の中に環境保全の系統とか、緑地のレクリエーション系統もしくはもう防災の系統も入ってくると思いますが、そういった環境形成等を整理することになっています。

ご承知のとおり、始良市は県内の中心でございますが、海、川、山、自然に本当恵まれた地域でございます。総合計画の中で、今申し上げました美しい街並みと公園、緑地の整備を掲げてございますので、マスタープランの中でも、それだけではなくて、住宅地や市街地の景観形成あるいは山林の景観の保全とか、集落の景観の保全、公園・緑地はもちろん、自然環境の保全といったものをさまざまな分野から取り入れていかないと、この景観法に基づくものというものは、このマスタープランより上に行く、マスタープランの中でいろんな方針を決めますけれども、その中にさらに上のほう、上のほうというか、のほうに位置づけをするというものでございます。景観を守る、景観を育てる、景観をつくるといった、保全、修復、創造というのを盛り込まなきゃいけませんので、非常に難しくなるのかとは思いますが、やはり市民の期待に添えるような美しい景観づくりを今後進めていきたいと考えております。

以上です。

○7番（法元隆男君） ご答弁ありがとうございました。非常にそういったような積極的な取り組みをされておって、非常に安心したところでございます。都市マスについても、そういったことで積極的にまた今後も行っていきたいと考えております。

それで、先ほどの要旨の前にちょっとまた戻らしてもらいまして、庁内協議を行いと、各関連部課と言っておられますが、大体部課のどんなところがそこに出席されたか、ちょっと教えてください。

○企画部長（甲斐滋彦君） ご質問にお答えいたします。

まず、建設部は都市計画課、建築住宅課、土木課、それから総務部は総務課、人事係も来ておりま

す。それから、企画部は企画政策課、企画政策課の地域政策係、企画調整係、それから商工観光課、それから農林水産部、それから市民生活部、教育部、蒲生総合支所、行政改革推進室、全員で26名、それから県のほうが3名来ていただいております。

以上であります。

○7番（法元隆男君） わかりました。非常に景観法というのは、いろんな法律、いろんなそういったようなのが総合的になっておる法律でございます。その中でも、また今ちょっと出ましたけれども、例えば、教育部であれば文化財保護法なんかの兼ね合いが非常に強いです。

始良市の場合は、こういった文化財が非常に豊富でいいものがあるわけですが、そういった観点から、まことに申しわけございません、教育長に一言、この景観法に対するどのようなお考えがあるか、ちょっとお聞かせください。

○教育長（小倉寛恒君） 景観法全体については、先ほど答弁があったとおりだと思いますけど、文化財との関連におきましては、文化財保護というものとはまた異質なものであるかもしれません。いわゆる市内に多くの史跡が残されておりますけれども、それは史跡というのは、景観法に基づくそういった保護ということも必要なことでありますけども、やはり第一義的には文化財保護の観点から保護しておりますので、その周辺のいわゆる建築物、そういった観点から言いますと、その景観法という、あるいはこの景観に関する条例などが有効になってこようかと思っております。

そういう意味で、教育委員会としては、文化財保護という観点からの考え方しか今はできないわけですが、その周辺をどう守るかという意味では、そういった景観に関する条例というのは有効なものかというふうに考えております。

○7番（法元隆男君） 先ほどたまたま同僚議員と加治木のころの新生町の高層住宅の話をちょこっとしました。今ふと思い出しまして。今後、景観行政団体になりますと、景観法の策定やら条例制定やらというふうにだんだんと進んでいくんじゃないかと。その中で景観的なものもしっかりと市内もなされていくんじゃないかと思えます。

それとちょっと話がずれますが、例えば、武蔵野市でありました、漫画家の住宅がございましたね。あれ何か、武蔵野市は景観法でそういったような取り組みも全くなくて、やはり今あのときに武蔵野市が景観法があれば、よりその建物に対してどうこうではなくて、もっと解決の方法がスムーズにいったではないかというようなことも聞いております。

今後、そういったことから、景観法というものが今後始良市を美しいまちとしてつくり上げてくるというふうに確信いたしますので、今後それに対して推進は頑張っていきたいというふうに提言申し上げます。

それでは、2番目の項目に入りたいと思います。

文化財等の整備についての金山橋のビューポイントの問題でございますが、昨年度は欄干の部分や路面の石畳をしっかりと整備していただきました。

今年度、そのとき、昨年ちょっと一般質問のときにさせていただいて、今年度がその継続事業として周辺整備の中で、金山橋のアーチやら板井手の滝を下から見渡せるビューポイントを整備するというところで伺っておりました。

それで、そういうことでその経過がどうかということで質問させていただいたわけでございます。今の先ほどの質問で、12月1日入札を終えて、24年3月下旬を完成予定としておるということで伺いました。

ビューポイントへのアクセスで案内板やら川への降り口、通路及び転落防止柵等を整備するという事で、それはもう当然のことですが、その川への降り口というのが、今仮設で一般人が、民間の方がされたのがありますが、あの辺になるんでしょうか、その辺のところをちょっと教えてください。

○企画部次長兼商工観光課長（川原卓郎君） お答えいたします。

川への降り口につきましては、議員が仰せのとおり、以前まちづくりのほうでつくられたところになります。

○7番（法元隆男君） わかりました。大体頭に浮かぶようでございますが、下においてからビューポイント、すなわちビューポイント、その川面のところですね、見る場所はどんな形になりますでしょうか。要するに、今の話ですと、やはり東側の岸辺のほうに見る場所ができると思うんですが、その辺はいかがでしょうか。

○企画部次長兼商工観光課長（川原卓郎君） お答えいたします。

ビューポイントのできる場所につきましては、金山橋より下流およそ45m程度のところを思っておりまして、途中の水路とクヌギ林の中を抜けまして、先ほどのおり口のほうから約70mから80m下流になるかと思うんですが、そこのほうから川におりまして、左岸側、東側のほうを約30m程度上流のほうに遊歩道といいますか、つくりまして、それを対岸のほうに今度は、右岸のほう、西側のほうに渡りまして、そのポイントとしては、右岸側、西側の岸辺のほうにつくることになります。

○7番（法元隆男君） 今のご説明で大分わかってまいりました。今そのビューポイントは、東側の岸辺よりも西側からのほうが、今いろいろな、例の史跡マップに出ていますあの写真も大体そんなポイントから写っておるようですね。

それと、そのもう入札が12月1日終わられたということだと思いますが、設計図とかそういったのはもうもちろんできておりますですね。

○企画部次長兼商工観光課長（川原卓郎君） 設計書のほうはでき上がって、それに基づいて入札をされております。

○7番（法元隆男君） 昨年度の金山橋そのものの整備についてですが、後からいろいろ聞きますと、石の材料云々と、いろいろと一般的な専門家の方も含めて意見がありました。この図面というのはどこで閲覧できるんでしょうか。私どもも見させていただけるんでしょうか。

○企画部次長兼商工観光課長（川原卓郎君） 図面作成につきましては、建設部の土木課のほうにお願いいたしまして、設計、それから入札等をお願いしております。

その閲覧といいますか、見ることは可能であります。

○7番（法元隆男君） わかりました。それと、大体の今のそのビューポイントのことについては、予算は去年大体1,050万ぐらいということで伺いましたが、入札が終わって幾らになったかは、まだここで伺うつもりはございませんけれども、ちょっとポイントがこの通告と違うかもしれませんが、例えば、今後の課題にしたいと思うんですが、そのビューポイントになる場所に行く道筋として、例えば、龍門滝の上のほうにあります雲水峡、それに川蟬の滝、蛍の滝へというふうな溪谷がずっと続いております。そこからその今のビューポイントのあたりまで続いていけるようなところがあれば、非常にこれはゴールデンコースだなと私はもう常々昔から思っておるんですが、きょうはそれに対して恐らくお考えになってもないでしょうけれども、その辺はもう今後の課題ですが、お考えになったことは全くございませんでしょうか。

○企画部次長兼商工観光課長（川原卓郎君） 今仰せの箇所につきましては、途中で滝が2つですかね、ございますけれども、そこまでは以前行けていたんですけれども、今回そこをつなぐとなりますと、地形的に対岸のほうに渡ってからでないと行けないというようなことで、加治木の商工会の方からもそういった歩道の提言がありまして、見させてもらったんですけど、反対側のほうに渡るというのは難しいんじゃないかというふうなことで考えております。

○7番（法元隆男君） このことに対しては、きょうのテーマでございせん。今後もちっと私自身も勉強してまいりたいと思います。その商工会の提言があったということも、きょう初めて伺いました。

それでは、次のテーマに参りたいと思います。副市長人事として、生意気なあれをつくったわけですが、今、副市長1名いらっしゃるわけですね。ご本人を前にして、なかなか話もしづらい面があります。

お伺いいたしますと、来年の3月ということで聞いておりますが、その後、来期に向けての基本的な構想ですか、それについてお尋ねしておるわけですが、ご解答では、副市長二人制における行政施策の手腕をあわせ、人格、識見とも秀でた人材を選任すべくと、総合的な見地から検討してまいりますというようなことですが、時期について、せつかく条例も2名まではということでできたわけですが、今後の基本的な構想の中に、次は2名にするよというようなお考えがありますでしょうか。

○市長（笹山義弘君） 今の副市長が担っておりますいろいろな業務を考えますと、なかなか厳しい作業があるようでございます。

そういうことから、始良市としての基礎の基礎をつくるこの大事な時期でございますので、庁舎内のいろいろな問題、指名委員長でもございます、その通常のそういう業務のほか、新たなるいろいろな計画をつくるという中にありまして、この大きな課題が次々に待っている状況でございます。

そういうことを考えますと、庁舎内を統括するといいますか、そういうことで考えますと、私いたしましては、その大きな課題を解決するためには、特に先日の質問でもお答えしましたように、この庁舎という大きな問題が待っておりますので、こういう課題を解決するについては、そこを専門といいますか、担うような副市長ということが、その方向性、それから、それが見えるまでの間は担ってほしいということで、二人制を引いて、そういうしっかりした体制のもとで確実な計画を進めたい

という気持ちはございます。

そういうことで考えておるわけですが、いろいろと議員の皆様方もお考えがおりというふうに聞いております。総合的な視点から財政の問題を含め、その辺もしっかりご相談しながら進めていきたいというふうに考えます。

○7番（法元隆男君） 私は通告にも書かせていただいています、合併して今1年と7カ月ぐらいですね、始良市の基礎を築くべき一番大事な時期、この時期にしっかりと方向性をつけておくということは本当に重要な課題であると、重要な問題であると思っております。個人的にはそう思います。

市長就任されて、副市長を2名以内置けるというような条例を制定したわけですね。その中で、やはりその状況を見ながらそういう体制にいつしようかというふうにお考えだったように私は思いますけれども、もうここに来て、遠慮なく、しっかりと将来を見据えて、2名任用されて、そして、その方たちが将来の始良市のためにしっかりと働いていただければ、もう始良市のためにもずっといいんじゃないかと。

例えば、4年間で副市長を1名ということになると、やっぱり財政的な面でもう1名でいいよという意見もすぐ聞きます。もう1人でよかたいがと、それは聞きますけれども、4年間でお一人来ていただくのに五、六千万ぐらいやっぱりかかるんじゃないか、それ以上かもしれませんね。その辺が私は専門ではありません、わかりませんが。

それにも増して、将来のために、やはりここで2名、それをいつまでも2名ということでは、この一番大事な基礎の段階で2名に来ていただいて、その方たちがもう存分にその仕事をしていただくということであれば、始良市の将来のためには、その財政的な、今現時点の財政は、もう将来を考えましたら非常にプラスになると思いますが、その辺のところで、いかがでしょう、市長、もう遠慮なくそういったことで基本にお考えになられませんか。

○市長（笹山義弘君） 具体的、そのような作業といいますか、いろいろ現在あるわけですが、就任の折に二人制をお願いした背景には、その折も説明申し上げましたが、今抱えております、法に基づくいろいろの業務、そして、そういうことを考えましたときに非常にタイトであるということで、それぞれこなしていくについては、大変な作業があるというふうに私も見ております。

そういうことで、当初お願いした時点では、そういうことも考えまして、ある程度業務を二分することでその副市長にかかる負担を軽減しながら、着実にその計画が進む方向を模索しておったわけですが、なかなかその辺、今持っております業務とその辺のご相談ということについて、機会を逸した部分もあろうというふうに思います。

今後、その始良市としての進むべき方向性の中で、その任をどのように副市長担っていただくかということについて、皆様方に改めてご提案申し上げ、ご理解いただけるとすれば、その機会が熟しましたらお願いをしたいというふうに思っているところでございます。

○7番（法元隆男君） 私は個人的な意見を申し上げますが、やはりこの難局に向かってしっかりと取り組んでいただくための人事ではないかと思えます。

例えば、この前の火葬場の債務負担の件につきましても、やはりそういったような時間的なもの、いろんなそういった試行的なもの、そういったもの、いろんなものが多忙であって、そして議会に対

する説明的なそういったあれもちよっと欠けたんではないかとも思うところに、また、そういったようなしっかりとしたバックアップがあれば、いろんなこともできて、今後もスムーズにやっていけるんじゃないかと。

それと同時に、副市長になっていただける方、やはりしっかりとした事務処理ができるというよりも、政策提言ができる方、そういった能力を持った方があられると、要するに始良市の将来のためにいろんなことを考えていただける方、これはもう大事だと思います。

その中で、要旨の2の中に書いてありますが、そのうちのお一人を女性を任用するということとはできないかということなんですが、ご解答をいただきましたのでいきますと、総合的な見地から検討してまいりますというようなご解答であります。別に女性でなくてもいいというような、あたかもそんなようなふうに私は受け取ったんですが。それはそれで適材の方がいらっしゃらなければ、それはそれとしてですが、やはりまず女性ということを頭に置いて少し人選なさる気はございませんでしょうか。

○市長（笹山義弘君） 管理職も含めて、いろいろと任用する際に、いろんな視点から判断していくということは必要でございます。

女性特有の、女性ならではの視点からのいろいろな政策提言ということも考えられるというふうに思います。そのことも含めて考えていかなければならないと思いますが、内と外という言い方をしているかどうか分かりませんが、ある程度、理想的、私が理想と思っておりますことは、法を含めて、先ほど議員もご指摘の、そういう面からの事務事業をしっかりと担っていただく、それから技術的な建設業務を担うようなそういう方、そして内と外というか、積極的に外に出ていろいろな関係省庁と協議をしていただく、そういうある程度役割を分担して担っていただくということが、より効率的な歳入の面を含めて、予算をいかに獲得してくるかというようなことも含めて、そういう始良市に資する、そういう業務ができるのではないかというふうに思います。

先ほどからの繰り返しになりますけれども、ここ何年間のうちで始良市の目指す方向のそういう基礎の基礎をつくっていくという大事な時期でありますので、できますればそのようにお願いをしたいということは思っているところでございます。

○7番（法元隆男君） 今の副市長になっていただく方のちょっとあれが、市長とはちょっと私、視点が違っているような気がいたしますが、それはどこかと言うと、そういった事務的な処理とかいう、そういったような技術的なもの、そういったのは、今執行部の職員の皆さんは非常に力を持っていらいっしょにしまして、職員ができるところは職員でしていただくということで、要するに、副市長になれる方は、市長の片腕となってビジョンを描ける方、そういった方が私はいていただきたいなと。

そこで女性ということ話を申し上げたのは、女性には我々男にはない視点を持っております。今、ウーマノミックスという言葉が流行しております。皆さん、ご存じだと思いますが。ウーマノミックス、ウーマンというのとエコノミックスを一緒にした、合体した造語でございますが。今、日本経済の中では、例えば、ノンアルコールを開発した人は、今29歳の女性でございますね。この方も非常にいろんな視点から発想をめぐらせて、そしてノンアルコールのあれを開発し、そして300億の売り上げにつなげた。そして今ではもう取締役になっておられます。それとか、ユニクロの開発部長とか、いろんな会社で男性ではちょっとできない発想をする女性という方が。というのは、始良市内で女性

のほうが多いんですよ。そして購買力はもう断然女性のほうが多いんです。そういったニーズという、ニーズに対しては物すごく女性は多様なんです。男よりもずっと多様で、いろんな発想ができる。

しかし、今その男女共同参画の社会の話を申し上げますと、今までいろいろとそういった場がなかったということで、能力を発揮できなかった部分がありますが、今は時代が変わっております。女性の起業家もどんどんふえまして、女性のそういった感覚、多様性というものが今非常に台頭しております。

そういった中で、もう我々が考えないような発想を女性はされるんです。もういろんな、特に行政の中でと言うと、行政の中で言う、昔、大阪府の助役ですね、昔、助役が3人ぐらいいらっしゃった中で、1人ある女性が助役になっていらっしゃいましたね。非常に優秀な弁護士上がり、もともとの始まりが暴力団の奥さんになって、それはもう10代のころですね、それから単身それをおやめになって、離婚されて、猛烈に勉強して司法試験に受かって、弁護士になって、そして大阪府に助役になられたというふうにとちょっと聞きました。その方なんかにしても、やはりそういった人材がいるかいけないかということも非常に大きい問題ですが。

私が今思いますのは、例えば、世界的に言って、そういったような管理職になるような女性が、先進135国の国ぐらいのうちの日本は94番目なんです。日本はそういう土壌が物すごくないんです。そして今ここで私、そちらの執行部の皆さんをちょっと見させていただいて、そこに一人も女性もいらっしゃらないと。やはり市長、例えば、ちょっとテーマは変わるかもしれませんが、奈良市の職員の方で管理職を育てると言うような視点を今お持ちでしょうか。

○市長（笹山義弘君） 職員の皆さんにお願いしている中で、その性、ジェンダーといいますか、その性をこだわるのではなくて、能力を尊重するというのも大切であると。常々、男女共同参画という観念からしますと、今まではどうしても鹿児島県は特に女性であることについて、女性であるのでこの仕事はさせられないとかいうような視点もあったわけですが、管理職となりますと、その辺かなり厳しくなっています。また、その部下についても指導をしていかなければならないと。

一方、いろいろと東日本震災で被災を受けられました奥州仙台、仙台市長は、奥山さん、これは女性でございます。大変すぐれた方であります。そういう意味で、すぐれたそういう行政のトップの方もおられて、今活躍されているということも十分承知しております。

したがって、その性でということではなくて、その能力を見ながら考えていかなければならないという課題であろうと思いますが、次、もし議会の皆様方がそこをご理解いただけて、そういうご相談をするということになりましたら、その辺を含めてしっかり検討してまいりたいというふうに思います。

○7番（法元隆男君） 先ほど134カ国中の94位と申し上げました。日本にそういったような受け皿がないということが大きな問題でございます。受け皿がないときには、積極的にそれを意識してそれを登用したり任用したりするということがまず始まりではないかと思えます。

そして、例えば、この執行部の皆さんの中で、例えば4割ぐらまで女性の方がいらっしゃったら、そんなことをもう意識する必要も全然ないんですよ。しかし、始まりはやはりそれを意識して、女性を登用するというような意識と努力がなければ、やはりここにこれから何年後も女性の姿が見られないんじゃないかと、私はもうすごく思います。加治木のときからそれはずっと感じておりました。

そういったことで、パイオニア的な感覚も含めて、女性副市長をここで誕生できたら非常に、そんな俗的な話ですが、話題にもなりますし、やはりそういったことの意義もあるのではないかと、その辺のところを視野に置いていただきまして、積極的に推進していただきたいというふうな提言を申し上げます。

それと、今、目の前にいらっしゃる副市長のことでお話し申し上げるのは非常にあれですが、市長、副市長は今度で3月で一応おやめになるというような形で最初入られましたですが、それをお引きとどめになるような話はされておりますか。お答えになれる範囲でお答えください。

○市長（笹山義弘君） 県にお願いしました折に一定の約束がございますが、その点も再度確認しながら、そして大変今、西副市長におかれましては、始良市のために大変な貢献をいただいております、この合併すぐのこの始良市として、確実にこの歩を進めさせていただいているということは、このお力添いの賜物だというふうにも私、感謝しているところでございます。

そういう中にありまして、次の人事ということについては、県を含め、いろんな関係にご相談をしながら進めていきたいというふうに考えております。

○7番（法元隆男君） 私、お話を置いたのは、ご本人とそんな話はされましたかということなんですが、やはり2年弱ですよ、2年たっていません、1年と9カ月ぐらいでしたかね、9カ月か8カ月か10カ月か、その辺のところ、7月か8月に赴任されたような覚えがあります。

だから、物すごくもったいないなど。そして一生懸命されている姿も拝見させていただいて、能力、識見、そして人格、人柄、非常に素晴らしい方だと私は思って、まだせめてあと2年ぐらいは継続していただけるようなことで市長も頑張っていたきたいなど、そういったことでご本人と話をさせていただけたらどうかと思っておりますが、ご本人とはそんな話されたこと、ございませんか。

○市長（笹山義弘君） 始良市の目指す方向についていろいろご相談して、県とのパイプとして非常に助けていただいている現状でございます。そのことは大変感謝しているところでございます。

人事ということについてのことで、このことを直接的に本人と話すというような時期ではないように思います。含めて、どのようにするかということについては、関係等しっかりと協議をさせていただきたいというふうに思います。

○7番（法元隆男君） ご本人を前に本当に失礼いたしました。終わります。

○議長（兼田勝久君） これで法元隆男議員の一般質問を終わります。しばらく休憩します。10分程度といたします。

（午前11時03分休憩）

○議長（兼田勝久君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前11時13分開議）

○議長（兼田勝久君） 一般質問を続けます。

次に、17番、上村親君の発言を許します。

○17番（上村 親君） 登 壇

私は今回、再質問になろうかと思えますけれども、バイオマスタウン構想について質問をいたします。

要旨1点目、旧始良町においてバイオマスタウン構想を平成20年に立ち上げましたが、市になって蒲生地区、加治木地区を含む構想についてどうなっているのか、お尋ねをいたします。

2点目、平成22年度始良市地域エネルギービジョン策定等事業業務委託について、企画提案による事業者の募集を行っていらっしゃいます。どのような企画提案があったのか。また、始良市としてはどの企画提案に沿って事業を進めていく考えか、お伺いをいたします。

3点目、始良市に多く賦存する廃棄系バイオマス、木質バイオマス（竹林を含む）については、ほとんど利活用がされていないと思いますが、新エネルギーの導入に向けた取り組みについて考えをお示しいただきたいと思います。

質問事項2点目、「道の駅」設置計画について。

要旨、国道10号4車線化に伴い、風光明媚な錦江湾・桜島を生かし、長距離ドライブや女性・高齢者ドライバーが安心して休憩できる施設が求められています。

この休憩施設で地域の文化、名所、特産品等を活用し、多様なサービスを提供し、地域の核が形成され、活性化になり、道を介した地域連携が促進されるなどの効果も期待できます。

このようなことを背景として、道路利用者のための休憩機能、地域のための情報発信機能、この施設をきっかけに隣市同士が手を結び合う地域の連携機能をあわせ持つ休憩施設「道の駅」の設置計画はできないか。

以上2点お伺いをいたします。あとは自席から、一般質問席から質問をいたします。

○市長（笹山義弘君） 登 壇

上村議員のご質問にお答えいたします。

1問目のバイオマスタウン構想についての1点目のご質問にお答えいたします。

本市のバイオマスタウン構想につきましては、合併前の平成20年度に旧始良町において策定しており、合併後の22年度にNEDOの地域新エネルギー・省エネルギービジョン策定等事業を活用して、生ごみと木質バイオマス利活用における詳細調査を行いました。

今年度、国の交付金事業を活用して、市のバイオマスタウン構想を策定する予定としておりましたが、国の方針が本年4月でバイオマスタウン構想は終了し、それにかわって、市町村においてバイオマス活用推進計画を策定し、取り組むこととなっておりますので、国の施策の情報を収集しながら対応していきたいと考えております。

2点目と3点目のご質問につきましては、関連がありますので一括してお答えいたします。

平成22年度の地域エネルギービジョン策定等事業の業務委託事業の内容は、本市に多く賦存する生ごみ等の廃棄系バイオマスや林地残材、竹等の木質バイオマスについて、これらを利活用した新エネルギーの導入に向けた取り組みの推進のための詳細調査を実施するというもので、委託事業者を企画提案方式により選定いたしました。

委託事業者の選定にあたりましては、4事業者からの提案があり、詳細調査については可能な限り

の聞き取り調査、また具体的なバイオマス利活用方法についての、より具体的な提案等のあった事業者を総合的に選定し、委託いたしました。

この委託事業により、本市全体の廃棄系バイオマス及び木質バイオマスの賦存量についての把握を行い、また利活用システムの構築や採算性について検討を行い、事業化に向けての可能性についても検討を行うことができました。

今後の新エネルギーの導入に向けた取組みにつきましては、先ほど申し上げましたように、国のバイオマスの利活用についての施策が変化しておりますので、情報収集を行いながら、また、さきの里山議員のご質問にもお答えしましたとおり、本市の環境基本計画や地球温暖化防止の計画を策定する中で検討してまいります。

次に、2問目の「道の駅」設置計画についてのご質問にお答えいたします。

「道の駅」や「物産館」的な施設設置につきましては、今まで多くの議員の方々から整備を望む趣旨の質問をいただいております。

今回の始良市総合計画に雇用の場の確保や地域活性化などの対策として、県央にある地理的条件を生かした「道の駅」的な施設の構想を盛り込んでおります。

「道の駅」は、議員仰せのとおり、道路利用者の休息機能や地域の情報発信機能などを有し、24時間営業が基本となる施設であります。

「道の駅」的な施設を整備し、活用することによって、出品する生産者の所得向上や施設での雇用創出及び交流人口の増加など、複合的な地域活性化が期待できると考えますので、整備方法、運営方法及び整備時期等について関係機関や各種団体等と協議し、調査・研究してまいります。

以上で答弁を終わります。

○17番（上村 親君） 市長にまず理解していただきたいのが、このバイオマスタウン構想、これにつきましては、たしか平成14年に農林水産省が掲げた事業でございます。折しも我が西部衛生処理組合で熱処理施設の新規事業がちょうど議題になることでございまして、その代案として我々は取り組んだ経緯がございます。

その背景には、今、焼却炉37tが2基備わっているんですけども、これはもう半分でもいいんだと、バイオマスタウン構想によって。それによって経費節減もできるし、建設費のコストも安くなるんじゃないかということの背景がございます。その点について今から順次質問をしてまいります。

まず、答弁書の中で、本年4月でバイオマスタウン構想は終了しということでございますけれども、平成22年の合併から23年の4月まで、本年4月までこの構想について協議をなされたことがあるかどうか、まずその点についてお答えいただきたいと思います。

○企画部長（甲斐滋彦君） ご質問にお答えいたします。

協議をしたかということですが、バイオマスタウン構想につきましては、先ほど市長の答弁がございましたとおり、始良地域だけでしたので、加治木地域、蒲生地域についても構想をしようということで計画しておりましたけれども、今年4月28日をもちましてバイオマスタウン構想の募集と公表、つまりこのバイオマスタウン構想そのものが事業仕分けのために終了したために、新たな補助制度がないということで、今後、国・県等のそういう動向を見てから策定しようということで考えているところでございました。

○17番（上村 親君） 答弁書によりますと、市町村においてそのバイオマス活用推進計画を作成し
ということでございますけれども、これは今、2問目にあります地域エネルギービジョン策定等事業
業務委託ですか、これにかわっているんだよということで理解してよろしいんですか。

○企画部長（甲斐滋彦君） 議員ご指摘の、バイオマス活用推進計画というものは、バイオマスタウン
構想にかわる計画のことで、それと平成22年度に実施しました、委託事業とは全然内容が違うもので
ございます。平成22年度におきましては、木質系のバイオマスと先ほど市長が答弁したとおり、始良
市内の主に竹の賦存量をはかるということでの調査をし、そして、この調査をもとに新たな事業者を
応募してもらうようにということで、私どもの基礎資料をするという意味での委託事業であります。

議員ご指摘のバイオマス活用推進計画は、蒲生地域、加治木地域を入れるときには、この計画を作
成するというところでの計画でございます。

○17番（上村 親君） わかりました。じゃちょっと質問を変えましょう。

まず、旧始良町時代なんですけども、平成20年度に始良町バイオマスタウン構想の策定後、21年度
から始良町バイオマスタウン利活用推進協議会を発足をされていらっしゃいますね。関係機関で意思
を聴取しながら、この事業の構築を推進していくという目的があったんですが、その推進協議会には、
学識経験者、地場産業の関係者、各種団体等の代表者、関係行政機関の職員、その他、その当時です
から、町長が適当と認める者となっているんですけども、この推進体制の構成については、今現在は
どうなっているんですか。

○企画部長（甲斐滋彦君） 議員ご指摘の件については、担当課長が答弁申し上げます。

○企画部企画政策課長（諏訪脇 裕君） お答えいたします。

旧始良町での協議会でございますが、それは新しい市のほうには引き継いでおりません。

以上でございます。

○17番（上村 親君） 新しい市のほうではまだ構成はされていないということですね。

じゃ今回、始良地区に進出したビルメン鹿児島、右側に進出しましたですね。この事業者が途中で
やめております。そういった点についての部内協議、そういったバイオマスタウン構想についての考
え方、この両方の点からどのように執行部としては考えていらっしゃるのかどうかですね。

○企画部長（甲斐滋彦君） ただいま議員ご指摘の、目木金にありましたビルメン鹿児島がしました熱
分解炉につきましては、その後、ビルメンのほう国から買い取りまして所有しておりました。そし
て、その新たな継続をしようということでしたけれども、今回、東北のほうで災害が起きたこと
で、東日本震災の瓦れきの中に入っているアスベストの処理とか、そういうことの処理に対しまして、
低温の熱分解炉の使用が不可欠ということで、このような炉が少ないということで、このビルメン鹿
児島が持っておりました施設については、新たにその釜石にある企業のほうがNEDOのほうと一緒
になりまして購入するというところで、9月中旬に現地から撤去し、釜石に運んで、現在その実証試験を

するということを聞いております。

以上であります。

○17番（上村 親君） じゃ今後もう撤去になるわけですね。じゃちょっとまたお尋ねします。

今回、始良市になって、蒲生地区、加治木地区のバイオマスの総合利用計画を策定するということですので、そのバイオマス利用に関する調査、それから試験システムの構築、実証、農家等の支援にバイオマス利活用フロンティア推進事業が使えると思うんですけども、この事業が本当に使えるかどうか。今現在は、先ほど答弁の中でございましたように、バイオマスタウン構想は終了ということになっていますね。このフロンティア推進事業が使えるかどうかというのが、まずそれが1点。

それから、バイオマス等の未活用エネルギー実証試験事業調査として、バイオマスエネルギー実証設置事業補助金というのが2分の1、上限で5,000万というのがあります。これを2点目、受けられるのかどうか。

それから、3点目は、地域新エネルギー導入促進補助、導入事業に対して2分の1以内と、普及啓発事業に定額の2,000万というのがあると思うんですけども、これも受けられるのかどうか。

以上3点、お答えをいただきたいと思います。

○企画部長（甲斐滋彦君） ただいま議員ご質問の件につきましては、まず第1番目の、今そのバイオマスタウン構想でつくりましたこの構想そのものは有益ということで、今後も活用されるということでございます。

それから、2点、3点については、担当課長が答弁いたします。

○企画部企画政策課長（諏訪脇 裕君） お答えいたします。

今後のバイオマスタウン構想での補助金ですが、今ご質問ありました3つの事業につきましても、現在、情報を収集中であります。わかっている範囲では、24年度のバイオマス関連概算要求の概要というのが農林水産省のほうから出されております。

例えば、先ほども若干ありましたが、木質バイオマスの利用促進整備事業、このあたりにつきましては、24年までの継続事業でございますが、チップやペレット製造の施設、それから熱供給施設等の整備ということで、補助としては、公共団体等がする場合は2分の1、民間事業者が3分の1の交付率ということで、それぞれの、先ほど質問にもございましたけど、省庁における補助事業の中で対応するという形で変更になっておりまして、23年度の募集要項では、私が調べた範囲では、バイオマスタウンの構想を策定した以外の地域においても活用できるというふうになっておりますが、24年度の募集要項が明らかにまだなっておりませんので、今後情報収集に努めていきたいと考えております。

以上でございます。

○17番（上村 親君） その農水省の国の施策のほうの情報を待ちましょう。

それでは、仮にその国の施策が決まった場合に、即本市としては事業実施に向けて調査をしなければいけないというふうに思っているんですけども、そういった事前調査では、この新エネルギービジョンの中である程度の廃棄系バイオマスの林地残材やら生ごみ、こういったことが大体賦存量がわかっていると思うんですけども、そういった調査を受けて、今回、国に申請をする、そういった期間が

短縮されるというふうに理解していいのかどうか、もう既にそれは終わっているんだよと、調査は。あとは申請するだけだよということで理解してよろしいですか。

○企画部長（甲斐滋彦君） ただいま議員ご指摘の件につきましては、バイオマスタウン構想に関する関連の予算は現在ないわけですが、各省庁が独自の事業ということでしている補助につきましては、それぞれの事業者が22年度に、例えば始良市が新エネルギーのビジョンで生ごみと木質バイオマスの利活用における詳細調査というのをしました。この中の調査の中で、竹林バイオマスにつきましては年間、始良市全域では、ドラム缶に換算しまして年23万1,555本の賦存量があると、こういう詳細がありますので、これらを企業の方々が見られて、そして自分の事業としてするかどうか、判断されると思います。

そういうことで現在具体的に話をされているところは、前、議会でも出ました鹿児島県内の建設会社が14社、林業に参入ということで、現バイオフレスト協同組合を設立して現在準備をされていますが、これなんかにつきましては、林野庁の補助事業を活用するというので、現在いろいろ検討されているところでございます。

○17番（上村 親君） 今、企業の話が出ましたが、このバイオマスの利用計画に対して、策定に対して、ある程度企業が話を持ってきていると思うんですけども、特に今先ほど部長のほうがおっしゃいました林地残材ですね、これについては非常に企業のほうも目を向けていると思うんですけども、今現在、始良市のほうにそういった企業の進出を申し出ている企業は何社ぐらいあるんですか。

○企画部長（甲斐滋彦君） 以前は2社来ておりましたが、現在1社がいろいろと検討されております。

○17番（上村 親君） わかりました。その1社については、まだ多分解答ができないだろうと思いますけども、お尋ねしません。

それでは、企画提案の中で地域エネルギービジョン策定等事業ですが、この委託業者はどこがとられたんですか。

○企画部長（甲斐滋彦君） 議員ご質問の件については、担当課長が答弁いたします。

○企画部企画政策課長（諏訪脇 裕君） よく4社の事業所から提案がありましたが、1社のほうに決定しております。

以上でございます。

○17番（上村 親君） 企業名を教えてください。

○議長（兼田勝久君） 続けて。しばらく休憩いたします。

（午前11時36分休憩）

○議長（兼田勝久君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前11時36分開議）

○議長（兼田勝久君） 答弁を求めます。

○企画部長（甲斐滋彦君） 失礼しました。鹿児島市にあります株式会社豊島メックでございます。

○17番（上村 親君） この豊島メックですか。（「メックです、済みません」と呼ぶ者あり）メック。この企業は、委託を受けてさまざまな調査をされることになりますよね。答弁書にございます、いいことが書いてあるなと思ったんですけども、利活用システムの構築や採算性について検討を行い、事業化に向けての可能性についても検討を行うことができましたと、これは自信に満ちあふれた事業実施に向けての可能性についてもできるということで認識を持つんですけども。

例えばです、今後この委託事業を受けて、会議等の開催というところで提案を出していますね、先進地の調査をしたり、会議等の開催をしたり、それから今後この事業を実施する策定委員会、これを4回以上開催を予定をしていると。それから、庁内委員会を4回以上開催しているということで、調査スケジュールが平成22年の6月から平成23年の1月で、委託の会社決定事業完了が本年の2月になっているんですけども、この計画どおり進んだとして、今現在12月ですから、策定委員会並びに庁内委員会を開催されましたかどうか。

○企画部長（甲斐滋彦君） 議員ご指摘の協議会について、23年度は開催していない状況でございます。

現在のところ、平成22年度で生ごみと木質バイオマスの利活用に関する詳細調査というものができましたので、この詳しい調査報告書等を各関係機関に配布し、始良市においては、このような賦存量があるということでの周知を図るということで、現在、協議会はまだ開催していないところでございます。

○17番（上村 親君） それでは、ちょっと違った視点から市長のほうにお尋ねをいたします。

あいら清掃センターが平成20年3月から供用開始をされております。先ほども言いましたように、今37tの肥料の焼却炉が2基、74tですね。これは平成21年度で一般ごみが1万5,020t、それから事業系で4,605tかな、合計で1万9,985t、計画に対してある程度抑えられているんですけども、それから、平成22年度に対しても若干伸びはあるんですけども、大体計画に沿った計画量になっております。

しかしながら、1日当たりの搬入量、これは平成21年度1日71t平均の計画に対して、実績としては70.7t、それから実績に伴って平成22年度の計画が70.7tに対して実績としては70.4tと、これも処理能力は下回っているんですけども、しかしながら、処理能力のいっぱいいっぱい限界じゃないかなというふうに私は認識しております。

それから、あいら最終処分場、私はここを一番注目していたんですけども、平成21年度、22年度、非常に埋め立て量が少なくなりまして、あと22年はもつんだよというふうな解答をいただいております。

総体的に考えますと、このバイオマスのとらえ方なんですけれども、この焼却炉の延命化、それか

ら、なおさら、あいら最終処分場の何十億とかかるクローズ型のこの軽減、延命化、これを図るためにも、やはりバイオマスというのは必要ではないかというふうに考えているんです。

バイオマスと併用しながらこの清掃センターを延命化していく、本当に将来的にコストダウンということでは思うんですが、市長のまずこのバイオマスに関係する考え方、これを少し述べていただけないませんか。

○市長（笹山義弘君） 技術的なこととなりますと承知しておりませんが、考え方といたしまして、化石燃料等もただいま使っておりまして、そういう年々価格も高騰している中にあります。また、焼却灰につきましても、スラグ化をするために灰溶融炉をかけております。ここについても化石燃料を使っているという現状がございます。

どこかでやはりその軽減を図る必要はあろうと思います。そういう一つの手法といいますか、それについては、そういうことも視野に入れて今後進めていかなければいけないというふうにも考えております。

○17番（上村 親君） 先ほどからありますように、林地残材ですね、それから竹材、いろんな活用方法があるんですけども、一つに思うことは、私は林地残材も今本当に切り捨ててそのままですね、山の中に捨てて。これを搬出しながら、やはりそういった化石燃料にかわる代替燃料として、蒲生のくすの湯、これが非常に温度が足りないということで、沸かし湯になっているんですけども、このバイオマスを利用すると、RPFのペレット状の固形燃料になるんですけども、こういったことも非常に市の財政を豊かにするんじゃないかなというふうに思っております。

ぜひ今回、今とまっている状況の構想に対しては、即回収した場合に対応していくような、事前にそういった申請ができるようなことをまず行動を起こしていただきたい。

それから、農林水産部のほうにお尋ねしますが、こういったことでお互いの庁舎の連携という、意見交換会というのは全然してないですか。

○農林水産部長（屋所克郎君） お答えいたします。

今、横の連携ということでございますが、もちろん企画、それから市民生活のほうとは連携をとりながらやっているつもりでございます。

○17番（上村 親君） このバイオマスの中には、やはり稲わら、それからもみ殻、それから家畜ふん尿、これは大変加わってまいります。ガス化もできますし、いろんな方向性が見えてきますので、まずは庁舎内の連携を、そういった意見交換会あるいはまた協議会等がつくってあるのであれば、そういったことを利用しながら、まず考え方を一本化にしてもらいたい、市長、よろしいですか。そういったところで具現化していきながら、実証プラントなり、そういったことを受け入れてもらいたいなというふうに思っております。

次の「道の駅」の構想に行きます。

先般9月議会でうちの同僚議員のほうがこの「道の駅」を質問されております。私も六、七年前に1回これはしたことがございます。そのときも調査・研究という、末尾がこういうことになっているんですね。この調査・研究期間というのが、事前にこういう期間が非常に長いような気がするんです。

けども、これは市長、市長名でこういったことは関係部局なんか指示はできないんですか、早くしろとかですね。

○市長（笹山義弘君） 始良市のいろいろの施設についても、その今いろいろと計画を立てているわけですが、始良市の立ち位置として、まさに、例えば国道10号を考えた場合でも、「道の駅」的な施設が末吉から鹿児島までの間にないということ、これらを含めて、「道の駅」的な施設は必要であるということで、その方向性は出しているところでございます。

そういうことで担当課においては、一日でも早く設置をしたいという気持ちはあろうと思いますが、ただ、経済、いろいろな道路事情、それから民間での商業施設、それらの動き等々も新市になってからいろいろと目まぐるしく変わっておる部分もでございます。これらのことを総合的に判断しながら、その方向性をしっかりしていけないといけないのではないかとということを思いましたときに、まず位置的なことを含めて、これがやっぱり動いているということを言わざるを得ないと思いますので、その辺もしっかり見ながら進めていきたいというふうに考えております。

○17番（上村 親君） 道路事情ということが出てまいりましたので、建設部長のほうにお聞きいたしますけれども、平成27年度ぐらいに始良市、それから鹿児島市、始良市境のあの2車線が4車線化になるというようなことも聞いておるんですが、具体的に工事の計画、未着工区間に対する国土交通省の見解をお尋ねをいたします。

○建設部長（大園親正君） お答えいたします。

現在、大崎鼻ですね、吉野町になるわけですが、その約、昔、漁協があった部分ですが、約300mの区間を現在用地交渉中でございます。

この区間の供用開始を27年度中には行うというようなことで、その後、始良市内の白浜地区に入ってくるというような計画でございます。

今後も引き続き、機会あるごとに早期着工といえますか、完成に努めてもらうように要望していきたいと思っております。

○17番（上村 親君） 今、部長のほうで答弁をいただきましたけれども、市長が先ほどおっしゃったですね、この関連性と整合性。私は六、七年ぐらい前に国土交通省、それから執行部のほうに答弁を求めた結果は、確かに10号線の4車線化に伴うところの、例えば残地がございますね、残地をつくる。例えば、今回、大崎鼻のところだと、カーブになりますよね。ああいったところの拡幅をさらに拡幅するためには、市のほうがある程度の財政的な支援をしなければいけないというようなことも聞いております。27年ですから、それこそあと少し時間があるような気がいたします。これを関係機関と同時に計画はできないかということを私は言いたいんです。

というのは、霧島と桜島が見える箇所は、今のあの10号線の2車線化の中では見えるんですね。ところが、鹿児島市内に入りまして、あそこの三船病院の下から磯の海水浴場のあの付近は、まず埋め立てて道路をつくることはまず考えられないと、あそこはもうトンネルにするんだというようなことを景観上、それこそ法元議員がおっしゃいました景観上のことで何か問題になっているようです。考え方によっては、一番最適な県外からのお客さんですよ、観光客。このお客様が桜島を背景に集合写

真でも撮りましようと言ったときに考えてみてください。鹿児島市内でまず撮れることはございません。10号線でもございません。今のこの拡幅をする区間、ここがラストのチャンスになっているんですね。ここをどうしても関係機関との協議をしていきながら、「道の駅」のほうで何とか整備ができないかという、これが始良市にとっても一番玄関口じゃないですか、はっきり言いますと。

先般も11月20日ぐらいだったかな、大きな事故がございまして、約4時間ぐらいの国道10号がストップになりましたですね。そうすると、Uターンしてずっと始良のインターチェンジから乗ります。そうすると、地方の道路はイケダパンからまだ先の重富小学校の下ぐらいに車が縦列するわけですね。そうすると、もう地方においても非常に安全・安心な道路じゃなくなってまいります。

そういった観点から、今後、国土交通省、それからうちの企画、それから近隣の市町、鹿児島市、霧島市、そういったとこと連携をしながら、ここは始良市がつくるんだよと、向こうにつくらせないために、こちらが先に企画提案したらどうですかね、そういったことは考えられませんか、市長。両方聞きましょう。

○市長（笹山義弘君） 道路の、この今議員ご指摘の箇所もそうですし、白浜地区の問題等についても、国交省と国道事務所とちょっと協議をした中では、そのような考え方に類したことも考えられるような話をしたことはございます。

今後とも、議員が促進するために、近隣の市町でしっかりスクラムを組んでやれというご指示だと思います。今後ともそのように、今までに増して、鹿児島市、霧島市と連携しながらやっていきたいというふうに思います。

○農林水産部長（屋所克郎君） 今、議員の仰せのとおり、鹿児島から都城方面へ向かいますと、一番近いところが末吉にある道の駅だと思います。そういう位置から言いますと、この始良市にも非常につくっても、もちろん一番有効なところではないかというふうには思っております。

ただいま議員のほうでおっしゃいました位置的なことですが、4車線化に伴いましてつくるということは、ロケーション的には非常にいいと思います。

ただ、そこをつくるにあたりましては、相当な面積が必要になりますので、そのところはちょっと研究させていただきたいというふうに思います。

○17番（上村 親君） この件は、農林水産部だったですね、失礼しました。

じゃ農林水産部にお尋ねをしましょう。この道の駅に物産館とかあるんですけども、市長、日置市の姉妹都市ですね、江口蓬莱館というのは何回か行かれたことはありますでしょうか、ないですか。今度行ってみてください。私は妻とよく行くんですけども、よろしいですか、私は去年、日置市との姉妹都市の、我々が議会として向こうに行きましたですね、交流に、そのときの資料ですよ、これ。もう一回その資料をひもといてくださいよ。この資料の中にあるんですから。

農林水産部にお尋ねしますけども、蓬莱館が平成15年度に開館をされております。来客数が15年度、単年度で36万4,240人、売上総額で7億2,800万、この事業がずっと来て、平成21年度、来客数47万5,516人、販売額が11億4,800万、これだけ伸びているんです。1回、姉妹都市だから行ってください、どんな朝、状況かというのがわかります。魚があるわ、それから新鮮な野菜は入ってくるわ、お弁当は売っているわ、こういったところを1回ぐらい行ってみてんですか。そして、なるほどという

ことが絶対に思うわけですから、思わざるを得ません。鹿児島市からのお客様もいっぱいいらっしゃいます。確かに夏なんかは特にこういった施設を持っていっぱいいますので、お客さんも多いんですけども。ただ、それに匹敵するぐらいの我々は桜島という、そういった背景にあるすばらしい景観を持っているわけですから、それぐらいのお客さんは集まると思います。

農林水産部のほうにお尋ねするのは、まず、開館に向けても何でもいいです。この始良市の蒲生、加治木、始良、蒲生を含めて、旧3地区の特産品、特産物、漁協を含めて、そういった分析をされているかどうか、今までですね。

○農林水産部長（屋所克郎君） お答えいたします。

まず、江口蓬莱館を私はこの物産館の一応担当部署として何回か行っております。議員仰せのとおり、非常にお客さんが多くて、いろんな農林水産物から海産物までであるというふうなふうに見て、非常にいい施設であるから始良市も必要であるというふうに私は認識をしております。

その中で、今仰せの水産物、その特産品については、いろんな、始良でいうと、有機農業の野菜とか、それから錦海漁協さん、それから各加工施設、農林水産部のほうで言いますと、そういう方々とは話をしているところでございます。

分析につきましてはなかなか難しいところでございますけども、方向としましては、いろいろなそういう方々の意見を聞きながら、整備から運営までそういう方々の協議会をつくる中で進めていくような手法ではどうだろうかというふうに思っているところでございます。

○17番（上村 親君） 今、私の自治会の中で、もうタケノコが出たということも聞いております。そういった特産品をここに上げたら非常に出てくるんじゃないかなと。加治木町の市長がおっしゃるニンジン、キャロットですかね、こういった販売の促進もできますね。始良町個々に見てみたら、非常に焼酎があり、イケダパンの工場があり、それぞれにまた特色を持ったお菓子屋さんとか、加治木まんじゅうもございます。そういったことでひっくるめて、もう一回農林水産部のほうで始良市の特産物としては、こういうものがあるたいということで我々議員のほうにもお示してください。我々も勉強いたします。

そういった中で、労使じゃないんですけども、議会、それから執行部が一体となった取り組みをしていかれたらどうかなというふうに提案をしておきます。

それから、市長のほうにあと一言申し上げておりますが、この「道の駅」の構想につきましては、さきの同僚議員がきのうだったですか、上村さん、こういう話があるんだよということで教えていただいたんですが、前田市長が、あれは小浜、浜の市ですか、浜の市のほうにある企業と進出をねらった協議をしているということもきのう聞きました。

ですから、この「道の駅」構想については、近隣市町と始良市が割下はつくるんだよということで前もっての手打っておきながら、そして具現化を図っていただくように切にお願いいたしまして、一般質問を終わります。

○議長（兼田勝久君） これで上村親議員の一般質問を終わります。しばらく休憩します。午後の会議は1時10分から開会いたします。

（午後0時00分休憩）

○議長（兼田勝久君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 1 時06分開議）

○議長（兼田勝久君） 一般質問を続けます。

次に、24番、堀広子議員の発言を許します。

○24番（堀 広子君） 登 壇

最後の質問になりました。よろしくお願いいたします。私は通告しておりました3点について質問をいたします。

まず最初に、国保税の値下げのため、一般会計からの繰入れを求めてお尋ねいたします。

高過ぎる国保税は、市民の負担能力を超えております。滞納しますと、保険証が取り上げられ、資格証明書が発行されます。病院の窓口負担の10割が払えずに、受診の抑制が急増するという深刻な事態が進行しております。

今後、国保税の値上げが予定されておりますが、ますます滞納者がふえて資格証の発行、そして医療抑制、病気の悪化、医療費がふえて国保税の値上げ、払えないと、こういった悪循環を繰り返すこととなります。

その原因の一つは、国の補助金を大幅にこの間削減してきたことにあります。国が社会保障の責任を放棄する今、自治体が独自に市民の医療を保障すべきであります。一般会計からの繰入れで値上げをしなくていいようにできないか、お伺いいたします。

次に、肺炎球菌ワクチン接種への助成についてお尋ねいたします。

高齢者の死亡要因の第4位となっている肺炎は、死亡につながる重篤な疾患とされ、肺炎球菌に罹患することで起こる病気であります。肺炎により全国で11万人を超える人が亡くなり、65歳以上のお年寄りに多く、深刻な問題となっております。肺炎を起こす原因菌の一つが肺炎球菌で、近年、抗生剤が効きにくく、耐性菌による肺炎も増加しております。

肺炎球菌ワクチンは、肺炎球菌が原因となって起こる肺炎などの感染症を予防する効果の高いワクチンです。耐性菌にも効果があり、予防医療とともに、医療費抑制効果も期待できます。接種は1回で5年間有効ですが、約7,000円前後と高額なため、負担が大きく、全国で579の自治体が助成を行っております。

始良市においても、入院の医療費が大変高くなってきております。肺炎球菌ワクチン接種費の公費助成を実施できないか、お伺いいたします。

次に、3番目の改定介護保険についてお伺いいたします。

これは、さきの9月議会でも一部に触れて質問をさせていただきました。引き続き質問をいたします。

ことしの6月、介護保険法改定が成立いたしました。また、来年度は、3年ごと改定の介護報酬と、診療報酬、これは2年ごとの改定になりますが、これが同時に改定される年度でもあります。さらに政府は、社会保障と税の一体改革の一環として、さらに介護保険の改定をしようとしております。

このように制度が大きく動いている中に、市町村は第5期介護保険事業計画の策定作業が今進められているところです。主な改定内容についてお尋ねいたします。

まず1つ目には、介護保険料についてです。

65歳以上の第1号保険料は3年ごとに改定され、第5期の改定が2012年からになります。厚労省は、保険料の全国的な試算を示しております。次期保険料は、現在の平均月額「4,160円」から「5,200円」になるとしております。今回のこの改正で県の財政安定化基金や市町村の介護給付費準備基金の取り崩しができます。始良市の2012年度介護保険料負担は幾らになるか、お伺いいたします。

2つ目には、定期巡回・随時対応型訪問介護看護についてお尋ねいたします。

24時間対応の定期巡回・随時対応型訪問介護看護サービスについて、これは今回改正の目玉とされております。日中・夜間を通じて、排せつや体位の交換の介助などを行う短時間、1回が5分から15分程度の巡回訪問と利用者からの通報に随時対応する事業であります。今回の改定は、現在の訪問介護では重度の高齢者在宅介護は支えられないとして設けられたものです。

厚労省は、医療から介護へ、入院から在宅への流れを進めてまいりました。その受け皿となるのが24時間サービスです。在宅介護の限界点を高め、入院、入所を抑制することができると言っておりますが、要介護高齢者の安心を保障するにはほど遠い実態であります。

サービスを行う事業所は、従来の自由参入ではなく、市町村の公募を通じた選考で指定が可能となりましたが、大手の事業所が指定を受けた場合、地元の零細事業所の経営が困難になることも考えられます。

また、1社が独占となった場合、利用者の選択肢がなくなることはないのか。また、事業者が人件費削減のために訪問回数を減らすなど、利用者のサービス低下につながることはないのか。また、週に数回一定時間のヘルパー訪問のおかげで何とか在宅生活が現在成り立っている利用者、家族もたくさんおられます。定期巡回サービスを利用した場合に、既存の訪問介護や看護があわせて受けられるのか、お伺いいたします。

3つ目には、介護看護職員の確保の件についてでございます。

現状は大変人手不足でございます。看護師の多くは慢性の疲労で、ホームヘルパーは不安定で低賃金の雇用を強いられております。24時間、責任を持って対応、訪問できる職員を確保できるのか。

以上、1回目の質問を終わります。

○市長（笹山義弘君） 登 壇

堀議員のご質問にお答えいたします。

1問目の国保税値下げのための一般会計からの繰入れを求めるについてのご質問にお答えいたします。

本市における国民健康保険の被保険者の療養諸費につきましては、平成22年度見込みで1人当たり35万3,220円で、平成21年度と比較しまして3.9%増加している状況であります。

今後、いわゆる団塊世代の方々が平成24年度から平成26年度にかけて国保に加入されることが見込まれるため、増加傾向は続くものと予想されます。

健康保険制度は、ほかに協会けんぽ、組合健保、船員保険や共済組合など国保以外の制度が幾つもありますが、それぞれが加入する被保険者の保険料等で運営を行っております。

始良市の国民健康保険特別会計については、平成22年度決算で、国・県の交付金がおおよそ31%、協会けんぽ等の社会保険からの交付金が28%、共同事業などの交付金が13%、法定内の一般会計繰入金金が5.5%となり、保険税の占める割合は17.1%となっております。

国民健康保険の医療費に対しましては、国・県や社会保険からの交付金等を除いて、被保険者が負担しなければなりません。そのため、医療費が増加すれば支払いの財源が不足するために、被保険者に応分の負担をお願いすることとなります。

これからの国保事業の持続と円滑な運営を図るためには、やむなく被保険者に応分の負担をお願いしなければならず、今定例会に始良市国民健康保険税条例の一部改正を提案し、平成24年度からの財源不足を補うこととしております。

今回、国民健康保険税条例の一部改正を行いますが、国保被保険者の保険税負担の激変緩和を考慮し、3カ年の暫定措置として、一般会計から毎年度1億1,000万円の繰入れを行って財源の一部とし、残りの不足する分を被保険者に負担していただく見込みであります。

また、一般会計の事業の対象となる市民は、国保加入者や社会保険の加入者を問わず、すべての始良市民が対象となる施策を行うことであります。

市税収の伸び悩みは一般会計も同様ですので、これ以上市民の中の国保加入者に限る使途の法定外繰入れは非常に困難であると言わざるを得ません。

加えて、本来国が行うべき社会保障を地方の1団体が維持することは不可能であると言えます。

今後も、保健事業の充実を図り、医療費の推移や、支援金、納付金などの動向を見ながら、健全運営に努めてまいります。

次に、2問目の肺炎球菌ワクチン接種への助成を求めるについての1点目のご質問にお答えいたします。

さきの新福議員のご質問にお答えしましたように、実施方法等についての調整や財源などの問題を含め、実施に向けて検討してまいります。

2点目のご質問についてお答えいたします。

ワクチンによる医療費削減額の算出方法については幾つかあるようですが、このうちの1つで、厚生労働省が平成20年に発表した入院受療率や全日本病院協会の発表した数値を本市に当てはめ、接種費助成の対象年齢である65歳以上の対象者を1万9,366人とした場合、肺炎による入院医療費の削減が期待できる額は、年間約2,000万円と算出されます。

次に、3問目の改定介護保険についての1点目のご質問にお答えいたします。

本市の保険料基準額は、現行月額4,000円で設定されておりますが、第5期介護保険事業計画での保険料にしましては、要介護（要支援）認定者の増加による保険料の上昇が見込まれており、全国的には月額5,000円程度の報道もなされております。

一方、制度改正による県の財政安定化基金の取り崩しと本市の介護保険準備基金からの取り崩しにより保険料の軽減が可能となりますので、それぞれの介護サービスの目標値を検討し、今後必要となる介護の基盤整備を図りつつも、現行保険料からの増加分を極力抑制できるように検討しております。

2点目の1番目のご質問についてお答えいたします。

今回の介護保険法改正により市町村が指定できる地域密着型サービスの一つとして、24時間対応の定期巡回・随時対応サービスが創設されました。このサービスについては、介護報酬単価等、まだ示されていない部分が多く、重度者を抱えた要介護高齢世帯からの利用ニーズが推察され、全国規模の大手の参入等も不透明であります。

なお、地域密着型サービスであれば、日常生活圏域ごとの指定が可能であり、利用者の事業者選択の自由の視点も含めて、本市の5つの圏域に計画的な配置を行うことで、独占的な運営は解消される

と考えます。

2 番目のご質問についてお答えいたします。

新サービスの利用により既存の訪問介護及び訪問看護については、社会保障審議会の分科会により介護報酬等が検討されている段階ですので、今後、報酬等の詳細が示された後、既存事業者との併用の有無が明らかになるものと考えております。

3 番目のご質問についてお答えいたします。

看護師及びホームヘルパーの確保についてであります。新サービスの特徴であります介護サービスと看護サービスの一体的提供については、欠くことのできない人材でありますので、短時間勤務職員や施設等との兼務も検討し、人材の安定的確保や有効活用の観点から柔軟に対応できる仕組みとして制度化されるものと考えております。

以上で答弁を終わります。

○24 番（堀 広子君） まず最初に、国保税の件から質問させていただきます。

今議会に提案されております税率の改正、これは平成24年度から26年度の財源不足を補うために、所得割、そして均等割、また平等割の引き上げと、それから資産割の縮減を行うものとなっております。

所得割額が2.3%ふえて、均等割が2,000円の増、平等割も2,000円の増、資産割はマイナス5%と、大幅な約20%の引き上げになっておりますので、被保険者への負担を軽減するために、引き上げ幅の9.7%、1億1,000万円を一般会計から繰入れをするものとなっております。

そこでお尋ねいたしますが、その前に、これまで私たち日本共産党は、高過ぎるこの国保税を何としても値下げをなさい、値下げをしてほしいという思いから一般会計からの繰入れをするように何回も要求してまいってきたところでございます。今回の一般会計からの繰入れに対しまして評価しております。

しかし、今回の税率改正は、繰入れをしても1世帯当たり10.3%の引き上げになってまいります。そして、資産割を5%減らすという改定でございますが、土地とか家屋、いわゆる固定資産税そのものを課税されていない人は、この加入世帯の何%の世帯になるのか、お伺いいたします。

○総務部長（谷山昭平君） ただいまの質問につきましては、担当課長のほうに説明をさせます。

○総務部税務課長（有村正美君） 今お尋ねの固定資産税がない世帯はどれぐらいかということでございますが、調べておりませんので、後で解答させていただきたいと思っております。

○24 番（堀 広子君） ぜひ調べてください。後で教えてください。

固定資産税のない世帯というのがまだちょっとわからないんですが、この5%の恩恵を受けないで、すべての取得階層世帯が今回引き上げになるわけですが、そういうことになりますかね、今回の税率改正は。

○市民生活部次長兼保険年金課長（小野 実君） 固定資産税のかかっていらっしゃる方々については、資産割というのはありませんけど、他の所得割、均等割、平等割はありますから、国保被保険

者すべてがその対象になることになります。

○24番（堀 広子君） では、この負担が一番ふえる所得階層は、どの所得階層になるでしょうか。

○総務部税務課長（有村正美君） お答えします。

所得割で一番影響を受けますのは、当然所得の高い方でございますけれども、22年度の所得の中で一番多い方は、1,500万以上の所得のある方もいらっしゃいますけれども、一番所得層の多いのは、100万から200万の間の所得層の方が約23%程度でございます。

○24番（堀 広子君） 今回の税率改正に伴って負担がふえるのは、所得階層ではどの階層になりますかという質問なのですが、今、所得割の関係だけのご答弁だったかと思います。全体を含めて一番ふえるのはどこかなという質問です。

○総務部税務課長（有村正美君） 一番影響を受けますのは、所得で500万以上の方のところにつきましては、例えば夫婦、それから子どもを含めまして、済みません、500万以上の方で9万ほどふえる世帯もございます。それから、夫婦2人の方でありますと、500万の方で13万7,000円程度の増額になるということでございます。

○24番（堀 広子君） その世帯数は大体どのくらいございますか。

○総務部税務課長（有村正美君） 今申し上げましたのは、モデルケースで計算いたしましたので、何世帯あるかということは調査しておりません。

○24番（堀 広子君） それはわからないということですが、大体でよろしいんですけれども、わかりませんか。

○総務部税務課長（有村正美君） 所得のほうで20年度でございますが、400万から450万が197世帯、450万から500万の世帯数で141世帯でございます。

○24番（堀 広子君） ということは、所得が400万から500万の間、いわゆる中間所得層の方々ではないかと思うんですが、どうですか。

○総務部税務課長（有村正美君） 400万から500万の方が、先ほど申し上げました差額の9万とか13万7,000円程度になるかと思います。
以上です。

○24番（堀 広子君） 夫と妻、そして子ども2人の4人世帯で、固定資産税はなくて、年間所得200万円の場合、現在31万9,600円です。これは何回もお尋ねしているので、しっかり覚えてしまったんですが、31万9,600円ですが、今回の改正で幾らの引き上げになりますか。

○総務部税務課長（有村正美君） お答えします。

40歳代夫婦と子ども2人で所得200万ということでございますが、改定後では36万8,100円ですの
で、比較しますと4万8,500円の増になります。

以上です。

○24番（堀 広子君） これが固定資産税がつくと、またさらに上がるわけですが、こんなに上がる
んですね、4万8,000円それ以上。固定資産税がついたら幾らになりますか、平均の固定資産税にな
りましたら。

○総務部税務課長（有村正美君） 今申し上げました36万8,100円に資産割が平均でいきますと2万
2,700円でございますので、それを合計いたしますと38万800円になろうかと思います。

○24番（堀 広子君） いわゆる7万円ぐらいふえるということになりますよね。こんなに大幅な引
き上げになるわけですね。

そこで、今この所得の段階で一番ふえる所得階層の、いわば中間層の方々なんです、こういった
方々というのは、一般的なんですけれども、子育ての方が多いのではないかと思います。

平成22年度の国の税制改正がございました、22年度ですね。それによりますと、所得税、それから
住民税、これが増税になって、さらにことしの10月から子ども手当が削減され、また厚生年金の掛け
金も上がって、所得税の扶養控除も廃止され、住民税の扶養控除も廃止されることになっています。

さらに、これに消費税がかかりますと、上がりますと、これはもう大変な増税になるという、こう
いう状況の中で今回の国保の改正が行われ、増税になるわけですが、これではますます払えない人が
出てくるのではないかと大変心配いたしますけれども、その点についてはどのようなお考えでしょう
か。

○総務部税務課長（有村正美君） 確かにいろんな所得税なり消費税なりも値上げのほうもあるよう
でございますが、今回の国保税率を引き上げますけれども、それにつきましては、国保財政の運営上必
要なものだと思いますので、それについてはご理解いただきたいと思います。

以上です。

○24番（堀 広子君） 国の税制改正の件ですが、これは新婦人しんぶんというところに載っていた
ものなんですけれども、今回の国の税制改正によりまして、年収が500万円の方、これが年に26万円
増税になるという試算がされて、もちろん、これは消費税が値上げになった場合も入っております。
26万円の値上げになるんですね。先ほどお答えいただきました500万円の所得のある方々、相当、7万
円ぐらいでしたね、上がるわけなんですけれども、こういった国の税制改革とあわせて、国保税も上
がる、もうこれでどうすることもできない、皆さん、大変な状況に陥ってくるのではないかと思いま
す。これも一遍ではございませんけど、年度応じて増税になるようになっておりますけれども、大変
な負担になってくるというのがこれが実態ではないかと思います。

霧島市の例なんです、税制改正が行われまして、県下で一番高いということで、その後また引き

下げが行われた状況でございます。そういった引き上げがあったものですから、市独自の軽減策をとられまして、それがどういう軽減策かと言いますと、均等割を半分に軽減する措置をとっておられます。これは12歳から18歳までを対象として軽減策をとっておられます。

そういう意味で、子育て中の方々が増税になるという意味からも、本市におきましても、このような市独自の軽減策を検討していくという考えはお持ちでないのかどうか、お尋ねいたします。

○総務部長（谷山昭平君） お答えいたします。

今回の国保税の改正につきましては、先ほどから議員おっしゃるとおり、大変住民の方々にはお負担をかけるということになっておりますけれども、国保税の財政状況は厳しい折から、こういうふうな協議を経まして、議員の方々には審議をお願いしているところであります。

霧島市のほうでは、12歳から18歳未満の均等割を50%軽減しているということにつきましてはお聞きしておりますが、これにつきましても、それぞれ地方公共団体の国保の財政状況に応じていることですので、今現在の始良市の状況からすれば、現時点では厳しい状況にあるのではないかというふうに担当部としては思っております。

以上です。

○24番（堀 広子君） 財政が厳しいということでございましたけれども、これは市長の政策になるかと思しますので、これ以上はお尋ねいたしません。

何と言っても、国保税が高いんですね。他の保険からいたしましても、本当に高いということは、これは皆さんも認識していただいているかと思います。また、その上に増税ですから、払えなくて滞納者がふえるのは、これは当然ですよ。

ですから、だれもが払える国保税にする、これはとても大事なことで、そうなりますと、お金の心配もなく、安心して病院にも行けます。そして早期の治療で医療費も削減できます。そして健康な生活で医療費が削減されてできるように、保健事業をこれまで以上に力を入れて取り組むことが大変大事になってくるかと思います。

そしてまた、値上げをしなくてもいいように、1人当たりの医療費も毎年3.9%でしたかね、ふえております。ですから、値上げをしなくてもいいように、やはり国に対して国保負担を引き上げるように求めていくことが本当に大切になってくるかと思いますが、これまで国に国保負担の引き上げを何らかの形で要求されたことがあるのかどうか、お尋ねいたします。

○市民生活部次長兼保険年金課長（小野 実君） お答えいたします。

国というよりも、19市の県都市国保協議会というのがございます。その中でも県のほうにも要請し、県のほうからも国のほうに要請していただくという形で、ご存じのように、この皆保険制度、保険事業自体がもう大変な崩壊の状況まで陥っているのは、議員ご存じだと思います。県内でも、さっき言いましたように、もう半分以上が法定外繰入れをせざるを得ない、今の状況から見ますと。これからいろんな方法等、いろんな国が施策を持ってきます。平成25年度から70歳から75歳の、法では、一部負担金が2割負担になっております。今経過措置で1割負担です。これがもう25年度からすべて2割負担にするという国の方向性も示しております。

こうなりますと、さらにまた市民の方が負担していただく部分がございますので、こういう形のも

のを含めて、さらに国のほうに、県の広域化ですね、都道府県広域化、これについても早い段階でのお願いと、それと、後期高齢者医療制度、実際今現在、県内統一の保険料になります。これが27年度から国保に変わりますと、また保険料の問題が変わってきます。ですので、できればこの部分を含めて、都道府県下という形をお願いするということで、一応19の市の担当課長からも要請という形では行っております。

以上です。

○24番（堀 広子君） わかりました。最後に市長にお伺いいたします。

国保は他の健康保険よりも高いわけですが、どうしたらやっぱり市民の皆さんが払ってもらえる国保税にできるとお考えでしょうか。

○市長（笹山義弘君） 国保の関係を含めまして、今、国においては、税と社会保障の一体的な取り組みということで、いろいろ仕組みづくりにかかっているというふうに思っておりますが、私ども地方行政を携わる者としたしましては、安定的に持続可能なその国保運営に資するようなシステムをやはり国としてもしっかりご提示いただきたいというふうに考えております。

したがって、そのことを強く要望しながら、一方では、やはり今後とも少子高齢化が進む中において、この国保税を取り巻く環境は年々厳しくなってくるということも予想されます。

そういう中で、この最後のとりでとして仕事を1回おやめになって、定年後の方々も多いわけでごいますので、そういうところをやはり全体で支えるという互助の精神、そういうことも必要であろうと、その辺の理解を深めていただくということに尽きるのではないかというふうに思います。

○24番（堀 広子君） 国のほうにも要望しながら、そして全体で支えるということの理解をしていただく努力をしていくというふうに受けとめたのですけれども、何と言っても、やはり高い国保税を値下げさせるためには、一般会計からの繰入れ、今回していただきましたけれども、これを少しでも、財源は大変でしょうけれども、していただく、そういう努力を望みまして、次に移ります。

介護保険についてでございますが、22年度の決算を見てみますと。

○議長（兼田勝久君） 堀議員、この肺炎球菌ワクチンはもういいんですか。

○24番（堀 広子君） あら、済みません。飛ばしてしまいました。申しわけない。先ほど新福議員が質問された件で安心しておりまして、次に飛ばしてしまいました。済みません。申しわけありません。

肺炎球菌ワクチンの件でございますが、前向きに検討していくと、実施に向けて検討していくということでございましたので、確認をとっておきます。

対象年齢が70歳以上ということでございましたが、これ対象者が何人ぐらいいらっしゃるって、3,000円の助成をした場合に医療費削減は幾らになるのか、その件が1つと。

それから、実施時期はいつからになるのか。そしてまた、公費の負担の総額は幾らになるかをお尋ねしておきます。

○市民生活部長（花田實徳君） お答えします。

今計画しているのが70歳以上ということでございますので、対象者は1万4,871人ということでございます。

それと、医療費の削減につきましては、一応65歳以上で約2,000万ということですが、70歳以上でもそう大した差はなく、2,040万程度ということでございます。これは厚生労働省が試算しております資料等、数字等を使っての試算でございます。

それと、額につきましては、ただいままだ実施計画等で検討中でございますので、今回はご勘弁いただきたいというふうに考えております。それ等が実施されれば、実施計画に計上されれば、当初予算等でもまた要求してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○24番（堀 広子君） 実施時期はいつになりますか。

○市民生活部長（花田實徳君） 実施時期につきましては、実施計画、予算次第でございますが、24年度4月からというふうに考えております。

以上でございます。

○24番（堀 広子君） 県内一暮らしやすいまちになるように努力していただきたいと思います。

次に、介護保険の改定についてでございますが、22年度の決算を見ますと、介護給付費準備基金が1億6,800万円ございます。そして決算ですけれども、単年度収支が2億8,447万1,000円で、これを合わせますと4億5,247万1,000円、これだけがございます。そして保険料の調定額ですが、これは市民が納めた介護保険になるわけですが、同じ22年度の決算を見ますと、8億2,936万円となっておりますので、4億5,245万、これは単年度収支を含めての金額のお金ですけれども、この金額は約この調定額に対しまして6.5カ月分の保険料に値するお金があるということになりますが、そうでしょうか。

○福祉部長（小川博文君） お答えいたします。

介護保険制度で申し上げますと、翌年度精算というのが前提でございまして、収支が2億8,000万というものが出ておりますけれども、これから国・県支払い基金負担割合がございます。ここへお返しする財源ということになっておりますので、すぐ保険料8億の保険料に反映できる数字ではないということでございます。

○24番（堀 広子君） 単年度収支を含めてこれだけのお金があって、その中からいろいろと出さなければならぬ費用があるということはわかっております。でも、数字の上ではこれだけが黒字というか、お金としてあるということで理解しているところでございます。

次期保険料を平均5,000円程度に抑えるために、厚労省は、介護給付費準備基金の取り崩しを130円、そして県の財政安定化基金の市町村分50円の、合わせまして180円を引き下げるとしております。これは平均5,000円程度に抑えるための試算となっているようでございます。これは準備基金ですね、介護給付費準備基金は半分を取り崩して、それから県の財政安定化基金のほうは、過去の最大貸し付

け分を残して取り崩した額の試算となっておるようでございますが、始良市におきましては、それぞれどのような扱いをなされるのか、国が示したような試算のやり方をされるのか、そこら辺、どのようなお考えでしょうか。

○福祉部長（小川博文君） お答えいたします。

国の試算では、そのようなものが出ているところでございますが、月額5,000円、先ほどの質問の要旨のところでは5,200円とおっしゃいましたけども、11月の19日の社会保障審議会の答申といいますか、そこでは5,200円という数字も出ております。

ただ、始良市の場合、現行の基盤整備を進めながらも、その水準よりは大幅低くしなきゃいかんということもございまして、準備基金につきましても、半分よりも多くは取り崩しをしていく中で、この安定化基金につきましては、これは県がまだ取り崩し額を決めておりませんので、その動向を見ながら始良市の介護保険準備基金と照らして、保険料軽減のために充てていきたいというふうに考えております。

○24番（堀 広子君） 介護給付費準備基金を半分よりも多く取り崩すと。そして、この財政安定化基金のほうは、県の動向を見ながらやっていくということではございしたね。この介護給付費準備基金というのは、私たち被保険者から徴収してきた、し過ぎた保険料というんですかね、を積み立てたお金でございます。そして財政安定化基金というのは、これは国と県、市町村が3分の1ずつ、市町村が出した、いわゆる市町村の介護保険財源に不足が生じたときに貸し付けを行う基金で、同額ずつを積み立てている基金でございます。

今回の改正で、保険料の上昇を抑えるためにこの2つの基金を取り崩すということになりますが、始良市におきましては、国が示すよりもたくさん取り崩して、できるだけ保険料の値上げを抑えるということではございますが、私は、先ほどお聞きしましたように、単年度収支を含めまして4億ぐらいの基金を含めてお金がありますので、できるだけ値上げにならないように、極力努力、検討をしていただきたいということを申し述べて、次に移ります。

介護保険の定期巡回と随時対応型24時間体制の件でございますが、介護報酬、それから診療報酬等がなかなかまだ定まっていない中で、大変苦慮されているんじゃないかと思うところでございますけれども、今回目玉となりましたこの巡回24時間体制の定期巡回と随時対応型の訪問、これは本当になかなかできるのかどうか、大変介護に従事されていらっしゃる方も大変不安を抱えておられる状況でございます。

ましてや、事業所が夜間対応型の訪問介護サービスで、これは2006年に創設されておりますけれども、現在何カ所の事業所がこの夜間対応型のサービスを実施、運営されているのか。そして、利用者はどのくらいいるのかをお尋ねいたします。

○福祉部長（小川博文君） お答えいたします。

訪問介護利用者数としましては、約400名の方が今利用されているというふうに考えております。

それから、事業者数ですが、夜間対応型の事業者数については、ちょっと今ここで把握しておりません。10カ所程度の訪問介護の事業所があるとは知っておりますが、夜間対応型が今何カ所というのは、今把握しておりません。

○24番（堀 広子君） 全国的な話ですけれども、事業所が少なく、しかも利用は進んでいないのが実態だというふうに言われております。それにはやはり深刻な人材不足、これがありますが、夜間勤務の担い手が本当にこの改正が対応されるようになったときに行うにあたりまして、本当にこの人材を確保することができるのかどうか、どのようにお考えでしょうか。

○福祉部長（小川博文君） 今回、議員も仰せになりましたけども、目玉というか、24時間対応型の非常に短時間、5分から15分程度の訪問サービスをして、なおかつ、介護と看護を合わせたというサービスでございます。

というのは、在宅で非常に重度の方を介護する場合は、こういうサービスが望まれていたというのも現状でございますので、始良市に参入する事業所はあるかという点では、地域性で非常に広いエリアもございますので、なかなか難しいのかなというのも現在考えておりますけれども、その事業所の運営にあたっては、このホームヘルパーあるいは看護師さんがいなければできない事業でございますので、当然その制度としては短時間勤務職員とか、あるいは大きな事業所であれば、そこの施設の他の部署からの併任とかいう方法をとっていただきながら運営されていくものと考えております。

以上です。

○24番（堀 広子君） 担い手を本当に確保というのは、これから大変なお仕事であるかと思うところでございます。

今回この定期巡回・随時対応型の介護サービスが始まりますけれども、介護報酬と診療報酬や、あるいはまた運営基準が今政府内で検討中でございますので、このサービスを行うには、やはり24時間責任を持って対応・訪問できる人員や、そしてまた、設備をやはり確保すること、そしてまた、既存のサービスと新しいサービスに併用を可能とすること、そして事業所指定にあたりましては、地域の住民や医療、介護関係者などの声も反映させた責任のある選定を行うよう求めていくべきだと思いますが、最後にどのようにお考えでしょうか。

○福祉部長（小川博文君） お答えします。

この事業につきましては、地域密着型サービスということでございますので、始良市に指定権がございます。

したがって、事業所選定にあたりましては、各事業所あるいは地区の代表からなる介護保険事業推進協議会の中で十分審議しまして指定をしていきたいと考えておりますし、始良市は保険者でございますので、このサービスが、俗に言う、包括払いということでございますから、回数が減らされるとかいう提供サービスの減にならないようにという意味では、事業所が選定されましたら、指導監督というのを強化していきたいというふうには考えております。

以上です。

○24番（堀 広子君） 終わります。

○議長（兼田勝久君） これで堀広子議員の一般質問を終わります。

○議長（兼田勝久君） 以上で本日の議事日程は全部終了しました。

したがって、本日の会議はこれをもって**散会**とします。

なお、次の会議は12月13日午前10時から開きます。

○事務局長（有江喜久雄君） ご起立ください。一同、礼。

[起立・礼]

○議長（兼田勝久君） どうもご苦労さまでした。

(午後1時57分散会)